

令和4年第1回

森町議会会議録

9月会議

令和4年第1回森町議会9月会議会議録（第1日目）

令和4年9月1日（木）

開議 午前10時00分

延会 午後 0時12分

場所 森町議会議事堂

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 審議日数の決定
- 3 議長諸般報告
- 4 行政報告
- 5 承認第 1号 専決処分した事件の承認について
令和4年度森町一般会計補正予算（第6号）
- 6 議案第 1号 森町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 7 議案第 2号 森町福祉灯油等の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 8 議案第 3号 令和4年度森町一般会計補正予算（第7号）
- 9 議案第 4号 令和4年度森町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 10 議案第 5号 令和4年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 11 議案第 6号 令和4年度森町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 12 議案第 7号 令和4年度森町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）
- 13 議案第 8号 財産の取得について【職員用タブレット型ノートパソコン等】
- 14 報告第 1号 令和3年度森町財政健全化判断比率について
- 15 報告第 2号 令和3年度森町資金不足比率について
- 16 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 17 諮問第 2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 18 諮問第 3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 19 認定第 1号 令和3年度森町各会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 2号 令和3年度森町国民健康保険病院事業会計決算認定について
- 認定第 3号 令和3年度森町水道事業会計決算認定について
- 認定第 4号 令和3年度森町公共下水道事業会計決算認定について
- 20 意見書案第1号 安倍氏の国葬撤回と弔意を強制しないことを求める意見書
- 21 意見書案第2号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書
- 22 議員の派遣について

2 3 休会中の所管事務調査等の申し出

○出席議員（14名）

議長	16番	野村	洋君	副議長	1番	菊地	康博君
	2番	山田	誠君		3番	佐々木	修君
	4番	高橋	邦雄君		6番	加藤	進君
	8番	東	隆一君		9番	河野	文彦君
	10番	宮本	秀逸君		11番	檀上	美緒子君
	12番	木村	俊広君		13番	久保	友子君
	14番	松田	兼宗君		15番	斉藤	優香君

○欠席議員（2名）

5番	伊藤	昇君	7番	堀合	哲哉君
----	----	----	----	----	-----

○出席説明員

町長	岡嶋	康輔君
副町長	長瀬	賢一君
会計管理者兼 出納室長	東谷	美佐子君
監査委員	釣	隆吉君
総務課長	濱野	尚史君
総務課参事	東	克宏君
選挙管理委員会 書記長併監査 事務局書記長	村本	政君
防災交通課長	柴田	正哲君
契約管理課長	山田	真人君
企画振興課長	川村	勝幸君
税務課長	柏淵	茂君
保健福祉課長	宮崎	弘光君
保健福祉課参事	萩野	友章君
保健福祉課参事兼 保健センター長	宮崎	涉君
住民生活課長	阿部	泰之君
子育て支援課長	野崎	博之君
環境課長	川口	武正君
農林課長兼 農業委員会事務局長	寺澤	英樹君

農林課技術長	濱野真	行君
農林課参事	佐藤	司君
水産課長	岩井一	桐君
商工労働観光課長	奥山太	崇君
建設課長	富原尚	史君
建設課技術長	伊藤正	吾君
砂原支所長	落合浩	昭君
地域振興課長	千葉正	一君
町民福祉課長	金丸義	樹君
教育長	毛利繁	和君
学校教育課長	坂田明	仁君
学校教育課参事	河野	淳君
社会教育課長兼 公民館長兼 図書館長	須藤智	裕君
体育課長兼 体育館長兼 青少年会館長兼 生涯学習課長	木村忠	公君
給食センター長	藤嶋	希君
さくらの園・園長	敦賀靖	之君
病院事務長	安藤	仁君
上下水道課長	水元良	文君
消防長	東谷直	樹君
消防次長	松居順	一君
消防署長	松田光	治君

○出席事務局職員及び総務課職員

事務局長	小田桐	克幸	君
次長兼 議事係長兼 庶務係長	関	孝憲	君
庶務係	喜田	和子	君
総務係	水嶋	篤市	君
財政係	村井	涉	君
行革DX推進係	水口	祐太	君

○会議に付した事件

- 1 承認第 1号 専決処分した事件の承認について
令和4年度森町一般会計補正予算（第6号）
- 2 議案第 1号 森町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 3 議案第 2号 森町福祉灯油等の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 4 議案第 3号 令和4年度森町一般会計補正予算（第7号）
- 5 議案第 4号 令和4年度森町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 6 議案第 5号 令和4年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 7 議案第 6号 令和4年度森町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 8 議案第 7号 令和4年度森町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）
- 9 議案第 8号 財産の取得について【職員用タブレット型ノートパソコン等】
- 10 報告第 1号 令和3年度森町財政健全化判断比率について
- 11 報告第 2号 令和3年度森町資金不足比率について
- 12 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 13 諮問第 2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 14 諮問第 3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（野村 洋君） ただいまの出席議員数は14名です。定足数に達していますので、議会在立しました。

令和4年第1回森町議会9月会議は、通年議会のため12月31日まで休会中ですが、森町議会会議条例第4条第1項第1号の規定により、9月会議を再開いたします。

これから本日の会議を開きます。

なお、本会議は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から傍聴を中止しているほか、飛沫拡散対策のため行政報告並びに一般質問及びそれに対する答弁を除き、基本として議案等の審議は全て自席において着席で行うこととしますので、ご協力をお願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（野村 洋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議席14番、松田兼宗君、議席15番、斉藤優香君を指名します。

◎日程第2 審議日数の決定

○議長（野村 洋君） 日程第2、審議日数の決定を行います。

審議日数ですが、本日9月1日から9月15日までの15日間を予定しておりますので、議事運営にご協力をお願い申し上げます。

◎日程第3 議長諸般報告

○議長（野村 洋君） 日程第3、諸般の報告を行います。

例月出納検査報告は、別途閲覧に供しておりますので、説明を省略します。

地方自治法第121条の規定により、議長より説明のため会議に出席を求めた者及び本会に出席の議会職員は、お手元に配付のとおりであります。

これで諸般の報告を終わります。

◎日程第4 行政報告

○議長（野村 洋君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申出がありました。これを許します。

○町長（岡嶋康輔君） 6月会議以降、今日に至るまでの主な活動についてご報告申し上げます。なお、参考資料をお配りしておりますので、ご参照いただきたいと思います。

全国的に新型コロナウイルス感染症の第7波が猛威を振るう中、森町でも7月下旬から

感染者が多数確認され、現在も高止まりの状況が続いております。町では、かねてから町民の皆様より要望が多かった町内でのPCR検査実施に向けた検討を重ね、このたび森町指定新型コロナ検査所を8月1日に開設しました。検査所は、全国的に検査センターを展開している木下グループと連携協定を結ぶことで実現したものであり、実績としましては8月26日現在で延べ671名の方が利用されております。検査料は郵送用検査キットを除き1,900円となっておりますが、感染の不安を感じる方で無症状の方につきましては、9月30日まで無料で検査が可能となっております。

そのような感染拡大の状況下ではありましたが、一方で今年は3年ぶりに様々なイベントが再開されました。7月には楽市楽座もりまち食KING市を、8月には夏の納涼祭inもり、さわら恋来い夏まつり、三業まつりが開催され、いずれの会場においても多くの来場者でにぎわっておりました。コロナ禍での開催となりましたが、かつてのにぎわいを取り戻すべくそれぞれの主催団体の方々が感染対策に知恵を絞り、イベント開催にご尽力いただいたことに感謝申し上げます。

さて、私は6月25日、室蘭市のみなとオアシスSea級グルメ北海道大会in室蘭に出席し、オープニングセレモニーの挨拶では森町と室蘭市とのつながりや町の紹介、PR等をしてまいりました。また、今年は室蘭市が開港150年、市制施行100年を迎えるに当たり今回の訪問に合わせ、私の発案で青山剛市長との対談もさせていただきました。対談では、まず私のほうから森蘭航路を活用し、来春の桜まつりに室蘭市民の方を招待することを提案してもらいました。青山市長からは、歴史的なつながりを今後も長く続けたいと改めて交流を深めていく考えを示していただき、とても有意義な対談となりました。

また、6月27日から29日にかけては、福島大学農学群食農学類との連携調整及びキャリア教育の授業による1年生約100名を対象に森町を紹介し、森町を挑戦者あふれる町にしたいと皆さんにお伝えしてきました。また、福島県内の先進地視察として、広野町、檜葉町及び浪江町を訪れ、担当課職員3名と共に意見交換等を行いました。広野町では、遠藤町長から震災復興等に対するお礼が述べられた後、町の復旧、復興、生活再建の取組について説明がありました。その後、広野町振興公社へ移動し、復興、挑戦、住民の希望の糧となるよう取り組まれた熱帯フルーツのバナナ、またコーヒー栽培の見学を行いました。檜葉町では、「町民みんなでつくる」をコンセプトに計9回のワークショップを開催し、整備された交流施設、みんなの交流館ならばCANVASを視察してまいりました。また、浪江町では酒蔵及び陶芸館などを併設した総工費48億円の道の駅を視察しました。視察したいずれの町も大幅な人口減少や原子力災害の爪痕が残るものの、行政や各関係機関、一部帰還者などのご努力もあり、復興に向けて着実に歩みを続けていました。難局を乗り越えて地域が守られていく姿が非常に印象に残った視察となりました。

次に、職員の災害派遣についてご報告いたします。友好町である青森県外ヶ浜町では、8月3日の記録的豪雨により河川の氾濫など甚大な被害をもたらしました。このため、当町では職員6名を外ヶ浜町に派遣し、災害復旧のお手伝いをさせていただきました。業務

に従事した期間については8月15日から19日までの5日間で、翌8月20日に帰庁いたしました。派遣先での業務内容は、河川氾濫による水害のあった家屋からの家財、畳等の震災ごみの撤去や泥除去及び高圧洗浄機による床の洗浄作業、避難所や給水所の対応業務を担当してまいりました。8月3日以降も度重なる大雨により新たな災害も発生しているとのことですので、今後も積極的に要請に応え、協力をしてまいりたいと考えております。

最後となりますが、森町公民館及び役場庁舎は建設から50年余りが経過し、施設の老朽化による維持管理コストの増大など課題も大きくなっております。このことから、町民の皆様が安心かつ快適に利用できる環境を維持しながら、健全な施設運営や施設配置の最適化が必要であると考えます。現在町職員にて公民館、役場庁舎等の複合施設を整備するための検討委員会の立ち上げを進めておりますことをご報告申し上げ、行政報告とさせていただきます。

○議長（野村 洋君） これで行政報告は終わりました。

◎日程第5 承認第1号

○議長（野村 洋君） 日程第5、承認第1号 専決処分した事件の承認について、令和4年度森町一般会計補正予算を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（濱野尚史君） 承認第1号についてご説明申し上げます。

本件は、令和4年度森町一般会計予算において補正を要することとなったので、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、報告し、承認を求めるものです。

1ページを御覧ください。本件につきましては、令和4年度森町一般会計補正予算の第6回目となったものです。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ515万6,000円を追加し、歳入歳出それぞれ121億9,432万6,000円としたものです。

事項別明細書によりご説明申し上げます。本件は、8月8日から16日にかけての大雨による被害の復旧費となっております。

6ページをお開き願います。歳出についてご説明いたします。款6農林水産業費、項1農業費の300万円及び項2林業費の215万6,000円は、大雨の影響により洗掘された農道及び林道の補修を実施したものです。

また、4ページの歳入では、所要財源として繰越金を計上したものです。資料ナンバー1及び2を提出しておりますので、ご参照願います。

以上で専決処分の報告とし、承認のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。よろしいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 討論を終わります。

これから承認第1号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 異議なしと認めます。

日程第5、承認第1号は、原案のとおり承認されました。

◎日程第6 議案第1号

○議長(野村 洋君) 日程第6、議案第1号 森町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長(濱野尚史君) 議案第1号 森町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律並びに雇用保険法の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うものです。資料ナンバー3を提出しておりますので、ご参照願います。

改正内容ですが、非常勤職員の子の出生後8週間以内の育児休業の取得要件の緩和、非常勤職員の子が1歳以降の育児休業を夫婦交代での取得など柔軟に取得することが可能となるための規定の整備、再度の育児休業取得に係る条例で定める特別の事情に関し、育児休業計画書により申し出た場合の再度取得に係る規定の削除及び再度の育児休業取得に係る条例で定める特別の事情に関し、任期を定めて採用された職員について任期の更新等があった場合の規定の整備となっております。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(野村 洋君) これから議案第1号に対する質疑を行います。よろしいですか。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 質疑終わります。

討論を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 討論を終わります。

これから議案第1号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 異議なしと認めます。

日程第 6、議案第 1 号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 7 議案第 2 号

○議長（野村 洋君） 日程第 7、議案第 2 号 森町福祉灯油等の助成に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（宮崎弘光君） 議案第 2 号 森町福祉灯油等の助成に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明いたします。

説明資料 4 及び条例の新旧対照表を提出しておりますので、ご参照願います。条例の朗読を省略させていただき、資料によりご説明いたします。提案理由につきましては、福祉灯油等の助成対象世帯である特定疾患医療受給世帯の定義について対象世帯を拡大するため、森町福祉灯油等の助成に関する条例の一部を改正しようとするものです。

改正内容につきましては、助成対象世帯のうち特定疾患医療受給世帯の定義について、北海道特定疾患治療研究事業実施要綱により治療研究事業の対象となる患者のうち、国が定める疾患で特定疾患医療受給者証の交付を受けている者が同居する世帯としていましたが、難病の患者に対する医療等に関する法律において、難病医療費助成の対象となる指定難病 338 疾病の医療受給者証の交付を受けている者及び北海道特定疾患治療研究事業実施要綱により治療研究事業の対象疾患、国が定める 5 疾患及び道が定める 4 疾患の特定疾患医療受給者証の交付を受けている者が同居する世帯へ改正するものです。

施行期日につきましては、公布の日から施行するものです。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野村 洋君） これから議案第 2 号に対する質疑を行います。いいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第 2 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第 7、議案第 2 号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 8 議案第 3 号

○議長（野村 洋君） 日程第 8、議案第 3 号 令和 4 年度森町一般会計補正予算を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（濱野尚史君） 議案第3号についてご説明申し上げます。

本案は、令和4年度森町一般会計補正予算の第7回目となるものです。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6億3,147万3,000円を追加し、歳入歳出それぞれ128億2,579万9,000円にしようとするものです。

地方債の補正は、第2表に記載のとおりです。

事項別明細書によりご説明申し上げます。8ページをお開き願います。歳入ですが、款11地方交付税の1,950万8,000円は、普通交付税の交付額確定に伴い減額するものです。

款15国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金の47万9,000円は、低所得者保険料軽減負担金を計上し、介護保険事業特別会計へ繰り出ししようとするものです。

目2衛生費国庫負担金の2,698万7,000円は、新型コロナウイルスワクチンの5回目接種に係る国の負担金を計上するものです。

項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金、個人番号カード交付事務費補助金の8万1,000円は、マイナンバー申請受付用機器購入に係る補助金を計上するものです。また、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の1億3,010万5,000円は、各種事業に充当しようとするものです。

目2民生費国庫補助金、節1社会福祉費補助金の77万円は、障がい者自立支援システム改修に係る補助金を計上するものです。節2児童福祉費補助金の50万9,000円は、学童保育に従事する支援員に対する処遇改善臨時特例交付金を計上するものです。

款16道支出金、項1道負担金の3,000円は、国庫負担金同様に低所得者保険料軽減負担金を計上し、介護保険事業特別会計へ繰り出ししようとするものです。

次に、10ページの項2道補助金、目2民生費補助金の480万円は、低所得者の高齢者世帯及び障がい者世帯を対象に1世帯当たり1万2,000円の現金給付を行う高齢者世帯等生活支援事業に係る道の補助金を計上するものです。

目4農林水産業費補助金の633万2,000円は、各種事業に対する道の補助金を計上しております。

款18寄附金、項1寄附金、目3教育費寄附金の10万円は、町内の団体からいただいた寄附金を歳出で説明する費用に充てようとするものです。

目4ふるさと納税寄附金の5億円は、ふるさと納税の今後の収入を見込み、増額しようとするものです。

款19繰入金、財政調整基金繰入金9,051万5,000円は補正財源として、地域振興基金繰入金の300万円は水道未普及地域飲用水確保対策事業補助金の財源として、またふるさと応援基金繰入金では各種事業の財源として充当しておりますが、財源内訳の変更により全体として減額となったものです。

款20繰越金の3,033万9,000円は、補正財源として計上するものです。

次に、12ページの款22町債、項1町債、目4農林水産業債の170万円は、各事業精査に

より増額補正するものです。

目 8 臨時財政対策債は、発行可能額の確定により、減額補正するものです。

次に、14ページをお開き願います。歳出についてご説明します。款 2 総務費、項 1 総務管理費、目 6 企画費の節10需用費から節15原材料費までの合計443万円は、森町地域公共交通実証運行に係る費用を計上するものです。資料ナンバー 5 を提出しておりますので、ご参照願います。また、節18負担金補助及び交付金の140万円は、住宅用太陽光発電システム設置費補助金の今後の申請を見込み、増額補正するものです。

目 7 情報推進費は、I R U 事業に係るケーブル架け替えなどの費用を増額しようとするものです。

目10定住対策費では、地域おこし協力隊の活動に係る旅費を増額し、その他科目についてはそれぞれ精査の上、減額するものです。

目11諸費の150万円は、新型コロナウイルス感染症により自宅療養されている方に対する食料品などの支援物資の購入費に予算不足が懸念されるため、増額しようとするものです。

項 3 戸籍住民基本台帳費の10万8,000円は、マイナンバー申請受付用タブレット購入費のほか、通信料、契約事務手数料を計上するものです。

次に、款 3 民生費、項 1 社会福祉費、目 1 社会福祉総務費の125万4,000円は、福祉灯油給付事業について燃料単価高騰により補正するものです。なお、本事業の財源については当初予算ではふるさと応援基金繰入金を充当しておりましたが、今回の補正額分も含め新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に充当財源を変更しております。

次に、16ページの目 3 社会福祉施設費では、森川姫川生活改善センターに F F 式ストーブを購入しようとするものです。

目 4 老人福祉総務費、節18負担金補助及び交付金の1,020万円は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金と道の補助金を活用し、低所得者の高齢者世帯及び障がい者世帯を対象に 1 世帯当たり 1 万2,000円の現金給付を行う高齢者世帯等生活支援事業を実施しようとするものです。資料ナンバー 6 を提出しておりますので、ご参照願います。また、節 7 繰出金では、介護保険事業特別会計、介護サービス事業特別会計への繰出金をそれぞれ増減補正するものです。

目 5 障害者福祉費の154万円は、障がい者自立支援システム改修に係る委託料を計上しております。

目 8 後期高齢者医療費では、後期高齢者医療特別会計の繰出金を減額補正するものです。

項 2 児童福祉費、目 1 児童福祉総務費、節18負担金補助及び交付金の50万9,000円は、学童保育に従事する支援員に対する賃金の処遇改善臨時特例事業補助金を計上するものです。節22償還金利子及び割引料の21万円は、令和 3 年度に実施した子育て世帯特別給付金の国庫補助金返還金を計上しております。

目 2 保育所費では、森保育所の食器消毒保管庫と新川保育所の炊飯器を購入しようとする

るものです。

目3障害児通所支援費の3万8,000円は、障がい児入所医療費などの国庫負担金の返還金を計上しております。

款4衛生費、項1保健衛生費、目2環境衛生費、節17備品購入費は、森町葬苑のFF式ストーブを購入しようとするものです。また、節18負担金補助及び交付金の300万円は、水道未普及地域飲用水確保対策事業補助金について今後の申請を見込み、増額補正するものです。

次に、18ページの目7新型コロナウイルスワクチン接種対策費の3,929万6,000円は、5回目の新型コロナウイルスワクチン接種に係る費用を計上しております。節12委託料のワクチン接種委託料のほか、会計年度任用職員の人件費や事務費などを計上するものです。資料ナンバー7を提出しておりますので、ご参照願います。

目8新型コロナ検査費では、検査所の燃料費を町が直接支出することとなったため燃料費を補正し、負担金を減額するものです。

項2清掃費の103万円は、森、さわら一般廃棄物処理場の設備の修繕料を計上するものです。

次に、20ページの款5労働費の1,400万9,000円は、冬期就労対策事業に係る委託料を計上しております。資料ナンバー8を提出しております。

款6農林水産業費、項1農業費、目1農業委員会費の8万2,000円は、農業委員会で使用するタブレット2台の購入費と通信料を計上するものです。

目2農業総務費の298万5,000円は、有機農業に取り組む農業者を支援するための環境保全型農業直接支払交付金とてん菜から需要の高い大豆や小豆への転換を支援する持続的畑作生産体系確立緊急対策事業補助金を計上するものです。持続的畑作生産体系確立緊急対策事業については、資料ナンバー9を提出しておりますので、ご参照願います。

目5農地費の500万円は、濁川地区農地耕作条件改善事業工事について労務費や資材費の高騰により工事発注前に改めて積算した結果、増額補正するものです。

目6駒ヶ岳ダム管理費では、農業水路長寿命化防災減災事業において一般補助施設整備等事業債の充当増により財源内訳が変更となるものです。

項2林業費、目1林業総務費の96万円は、鹿駆除頭数の増加により報償費を増額補正するものです。

目4森林環境事業費では、農業共済組合から譲渡された研修生受入れ施設の消化器を購入しようとするものです。

次に、22ページの項3水産業費の425万7,000円は、水産系副産物再資源化施設の鉄骨修繕や高圧器中負荷開閉器の取替えを実施するものです。

款7商工費、項1商工費、目1商工業振興費ですが、飲食プレミアム商品券販売事業について申込者全員が購入していただくため、補助金を増額計上しようとするものです。資料ナンバー10を提出しておりますので、ご参照願います。なお、飲食プレミアム商品券販

売事業及びもりまち応援券スリー事業については、当初ふるさと応援金繰入金を財源としておりましたが、飲食プレミアム商品券については今回の補正分を含め全額を、もりまち応援券スリーは9,495万1,000円について新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当しましたので、財源内訳が変更となっております。

目2観光費の45万1,000円は、公園案内看板修繕のほか、道の駅の小破修繕料を計上するものです。

目3ふるさと応援対策費の節7報償費から節24積立金までの総額5億円は、ふるさと納税の今後の収入を見込み、計上するものです。

款8土木費、項2道路橋梁費の830万9,000円は、建設車両や町道の修繕料のほか、町道の維持補修に係る建設機械借り上げ料及び原材料費を計上しようとするものです。

次に、24ページの項6住宅費の印刷製本費及び委託料では、令和5年度から住宅料のコンビニ収納開始に伴い、コンビニ収納に対応する納付書の印刷費や住宅管理システムのプログラム変更委託料を計上しております。また、修繕料では度杭崎団地の浄化槽修繕やニューアカシヤ団地物置移設修繕のほか、各町営住宅の修繕料を計上するものです。

款9消防費の90万円は、各消防団詰所などの修繕料を計上するものです。

款10教育費、項2小学校費、目1学校管理費、節10需用費の138万8,000円は、さわら小学校の廊下上部ガラス修繕のほか、各小学校施設の小破修繕料を計上するものです。節13委託料の82万円は、濁川小学校の暖房設備の配管が冬期間凍結しないよう不凍液を注入するものです。また、節17備品購入費では、尾白内小学校にストーブを購入しようとするものです。

項3中学校費、目1学校管理費の101万9,000円は、各中学校施設の小破修繕及びスクールバスの修繕料を計上するものです。

目2教育振興費の6,000円は、包括連携協定事業の一環で必要となるソフトウェア使用料となっております。

次に、26ページの項5社会教育費、目2公民館費の165万円は、森町公民館屋上の漏水修繕について昨年度よりも修繕範囲を広げ、改めて実施しようとするものです。

目4文化財振興費の69万円は、公民館、役場庁舎等の整備検討を行うに当たり、候補地の一つである地域活性化広場の西側未舗装エリアについて埋蔵文化財の有無を確認するための試掘調査に係る重機借り上げ料を計上するものです。資料ナンバー11を提出しておりますので、ご参照願います。

項6保健体育費、目1保健体育総務費の10万円は、町内の団体からいただいた寄附金を活用し、スポーツ少年団補助金を増額補正するものです。

目2体育施設費、節10需用費は、森町民体育館の誘導灯を修繕しようとするものです。また、節3委託料では、ふれあいの森の支障木伐採、枝払い委託料を、節17備品購入費では刈り払い機1台を購入しようとするものです。

目3学校給食費の98万2,000円は、各調理器具などの修繕をしようとするものです。

次に、款12公債費は、ここに充当している公営住宅使用料を住宅管理費に充当することにより財源内訳が変更となるものです。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。事項別明細書 8 ページからです。歳入歳出一括で行います。

○11番（檀上美緒子君） 幾つかあるのですけれども、1つずつやっていますか。

○議長（野村 洋君） はい、ページ数言って始めてください。

○11番（檀上美緒子君） ではまず、15ページ、総務管理費の企画費の部分の節12の委託料の公共交通の部分なのですが、資料ナンバーでいくと5になります。ここで、資料のほうです。資料のほうで事業予算として消耗品、燃料費、委託料、原材料費等々となっているわけなのですけれども、お聞きしたいのが原材料費のバス停掲示物等ということで20万計上されているわけなのですけれども、私自身が分からなかったのは、バス停の掲示物というのがちょっと分からなかったのです。幾つかフリー乗車ができる場所はバス停は必要ないのかなとは思っているのですけれども、森町内の中で何か所か今現在バス停のないようなところに、例えばそれこそみゆき廉前だとか、幾つかあるかとは思っているのですけれども、そういうところには私は掲示物ではなくて、バス停そのものの設置みたいなのが必要のかなというふうにして思っているのですけれども、その辺りのバス停の掲示物というのはどういうイメージを持たれているのか、お願いしたいと思います。

○企画振興課長（川村勝幸君） お答えいたします。

議員ご質問のバスの掲示物に関しましては、既存のバス停がないところに時刻表なり運行表を作成して、置こうかなと思っていまして、土台に関しましては消耗品の中で計上しておりますので、ポールと土台は消耗品で予定しております。

以上です。

○11番（檀上美緒子君） 特にそういう既存のバス停でないところで、今言われたのはやっぱり市街地の部分になるかなと思うのですけれども、いわゆるそれこそ濁川と赤井川方面の人たちだけではなくて、町内の人たちも乗ることは可能なわけですよね。ですから、やっぱりきちんとしたバス停として認知されるような、掲示物だけではなくて、そういう表示物だけではなくて、しっかりした固定物としてのバス停の設置ということは考えなかったのでしょうか。

○企画振興課長（川村勝幸君） お答えいたします。

先ほど申し上げましたが、バス停留所設定した場合に既存のバス停がないところはバスの土台、ポールと土台を設置して、掲示物を設置するというイメージであります。

以上です。

（「了解しました。じゃ、次いいですか」の声あり）

○議長（野村 洋君） 別件ですか。

（「はい」の声あり）

○11番（檀上美緒子君） 同じページなのですが、民生費の社会福祉総務費の扶助費なのですが、灯油代が値上がりしていると。それに当たっての補正を増にしたということなのですが、昨年度灯油が値上がりしたということで、1世帯当たり10リッターアップして、70リッターで支給していますよね。ということで、今年度も値上げの部分として計上したということは、値上げすればそれだけまた負担も多くなるということで、灯油の増ということは加味されているのでしょうか。その辺りお願いします。

○保健福祉課長（宮崎弘光君） お答えいたします。

昨年度の70リッターに増量した部分に関しましては、昨年度限りの措置でございまして、今年度につきましては条例どおり60リッターの支給を考えております。

以上でございます。

○11番（檀上美緒子君） それは分かるのですが、条例も60リッターということでやっているのですが、昨年度はそれこそ値上がりがかかなり激しかったということで負担軽減ということで10リッターアップしたわけですね。ですから、今年もそれこそこの秋、9月1日からまたほかのものも含めて物価高で、かなりの値上がりが続いていくわけとか、状況になっているわけですね。ですから、そういうことからすると昨年度並みの大変さということであれば、昨年度限りということでの70リッターなのですが、経済的な負担の状況を見れば昨年度並みだと、困窮者の部分でいけば。ということであれば、10リッタープラスして支給するという方向性は全く考えていないということになりますか、そしたら。そこを、私は昨年度並みの大変さであれば、今年度も10リッターアップということも含めてぜひ考えていくべきではないかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○保健福祉課長（宮崎弘光君） お答えいたします。

町といたしましては、やはりこの燃料の高騰ということも踏まえて、早期からこの増量に関しましては検討してまいりました。そこで、本当であればこの次のページにある高齢者世帯の補助金の関係で燃料を増量した上で補助金を活用したいというふうにも考えておりましたが、北海道のほうに確認したところ、福祉灯油に関してはもう既に地域づくり総合交付金を活用するというような、充当されているものですから、燃料の上乗せ分に関しては補助対象外ということで、ここについては燃料を増やすのではなくて、量を増やすのではなくて、現金支給しましょうというようなことで、今回この1万2,000円の給付を行うということにしたものでございます。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 檀上議員、別件ですか。

（「はい」の声あり）

○11番（檀上美緒子君） 次のページです。今出された高齢者世帯等の生活支援事業補助の部分なのですが、今のを聞いていると灯油と連動している考え方からそうなのかなというふうにして思ったのですが、私はそれは別格として高齢者世帯の生活支援

事業を読んでいたものですから、ちょっと意味合いがあれかなと思っているのですが、質問させてもらいます。

資料ナンバーの6なのですけれども、ここの中の支給対象者のところで4の下に米印で森町福祉灯油等助成事業の対象条件と同じということで生活保護世帯、施設入所者を除くとなっているわけです。今のことで灯油と連動するのであればあれなのかも分からないのですけれども、目的からすると原油も入っていますけれども、物価上昇云々ということで、低所得の高齢者や障がい者世帯への影響緩和ということからすると、福祉灯油の場合どうしてこれが除かれたかといったら、生活保護の場合は冬季加算があるということで福祉灯油から除外されたわけです、森町の10リッターの増も含めてなのですけれども。ですから、そういうことからすると、今回のこの高齢者世帯の生活支援事業でいけば、冬季加算というのは生活保護の部分でいけば全く関係ないわけで、私はこの分、この施設入所者についてはあれかとは思いますが、生活保護世帯については冬季加算が関係ないとなれば該当、対象として取り扱うべきではないかというふうにして思ったのです。その辺りお願いいたします。

○保健福祉課長（宮崎弘光君） お答えいたします。

この補助金の活用についてですけれども、北海道が補助できる対象世帯については、支給対象者など市町村判断というふうになっており、検討した結果福祉灯油と同様としたわけなのですけれども、この補助金の創設に当たって北海道が予算措置するに当たり、予算の積算根拠としましては今までの各市町村の福祉灯油事業の実績を基に積算されておりました、そういうことから考えますと、この補助金の活用した対象者の範囲としては、やはり福祉灯油と同一にするというのが妥当なのではないかという判断からこのような同じ条件というふうにした次第でございます。

○11番（檀上美緒子君） ですから、福祉灯油の場合は灯油代として加算措置がされますよね、生活保護の世帯に対しては。だけれども、ここの高齢者生活支援事業としてやるのであれば、そういう生活保護の方々に対しての特例措置というのはないわけだから、そしてしかも町村で判断できるということであれば、私はその部分生活保護の方も含めて1万2,000円の支給対象に入れて実施するという方向性を取れないものかと思うのですけれども、再度お願いいたします。

○保健福祉課長（宮崎弘光君） お答えいたします。

この対象者の選定につきましては市町村判断ということで、できることであれば幅広く、全ての方にお配りできればそれは一番いいのでしょうかけれども、どこかでやっぱり線引きをしなければならない。申請だとか、そういう部分も考慮した上でどこかで線を引かなければならないということで、今回に関しては福祉灯油と同一ということで町として判断したものでございます。

以上でございます。

（「じゃ、別件で」の声あり）

○議長（野村 洋君） 別件ですか。

○11番（檀上美緒子君） 19ページの新型コロナワクチン接種の部分です。ちょっと説明でよく……えっと思って、収入の部分でもそうだったのですけれども、これが第5回目のワクチン接種ということでは言っていましたよね。だけれども、資料で、7ページの資料なのですけれども、接種対象者は初回（1、2回目）と書いていますよね。ということで、5回目というのがちょっとよく分からなかった。私4回終わったのですけれども、5回目の、新たに5回目やるということなのかどうかというのがちょっとよく分からなかったのが1つです。

それと、この接種対象者、初回（1、2回目）接種完了者1万2,500人、これが今回の接種対象者として位置づけているということなのではないでしょうか。よく分からなかったのが3回目接種が1万173人終わっていますよね、8月28日付のワクチン接種の状況からいけば。ということでいけば、うんというのでちょっとよく分からなかったのですけれども。この対象者数の算定の考え方がちょっとよく分からないということです。

○保健センター長（宮崎 渉君） お答えします。

総務課長、説明の段階で5回目ということで説明しましたけれども、今国のほうで言っているのは、当初5回目と言っていたのですけれども、今回のワクチンについてはオミクロン株対応ワクチンの追加接種ということで、回数については今最大4回打っている方が5回目となりますし、一番少ない方でいくとこの接種対象者、1回目、2回目、2回接種完了した方が対象者として今想定されていますので、その方々からすると3回目になってきます。そうすると、回数がそれぞれ混雑していくということになりますので、通称的にはオミクロン株対応ワクチンの追加接種という名称になるというふうに考えております。

接種対象者については、これまだ来週の6日に国の説明会がありまして、そこで正式に対象者も決まってくるので、あくまでも想定ということですが、現段階では今うち森町では2回目の接種完了者が1万2,500人弱いるということで、今の国の想定では1、2回目接種完了者を想定しておきなさいということで言われていますので、この人数、大体1万2,500人になるだろうということで接種対象者、想定しております。

以上です。

（「別件でいいですか」の声あり）

○議長（野村 洋君） 別件で。

○11番（檀上美緒子君） 21ページの農林水産費の項、農業費の農業総務費、負担金及び交付金のところなのですが、資料ナンバーでいくと9になります。持続的畑作緊急対策事業なのですけれども、これも同じようにちょっと対象者のところなのですけれども、本事業の対象はてん菜から大豆へ転換7戸、てん菜から小豆への転換2戸となっているのですけれども、もう既にこの数が決められた中でのセッティングということなのか。そして、決める状況という、経過というか、どういう形でこれが7戸、2戸というふうにして選定されたのかというあたりについてお聞かせください。

○農林課長（寺澤英樹君） お答えいたします。

まず、資料のほうにはてん菜から大豆への転換7戸、てん菜から小豆への転換が2戸というふうになっていますが、てん菜のまずもって部会の部会員さん、26名程度おります。こちらのほうにまず聞き取りを実施して、てん菜からこの作物に移行する方の希望を募っています。その上で希望を募った結果、てん菜から大豆に移行する方が7戸、てん菜から小豆に移行する方が2戸ということで人数の抽出をして、補助の申請を行って、今回補助金が当たることになったということで申請をさせていただいています。

以上です。

○11番（檀上美緒子君） 23ページです。商工費の目、商工業振興費の負担金補助のプレミアム商品券の件なのですけれども、先ほどの説明も聞かせていただいたのですが、思いのほかというか、倍の購入希望があったということで増額の補正が出されているわけですが、けれども、当初出された募集の部分について言えば、購入希望者が多い場合は、目標額を超えたら抽せんで行っただけということをやったって、取り組んだわけですね。そういう状況があったにもかかわらず、今回倍の購入希望者があったからということで森商工会議所とさわら商工会から希望があったから、聞き入れて、全員当たるように補正予算組むというのは果たしてどうなのだろう……たくさん町民に還元してあげるといことは、私としてはそれは問題だとは思わないのですけれども、考え方として、町としての事業の取り組む姿勢としてどうなのだろうというふうにして考えてしまうのですけれども、その辺りどういうふうに考えていますか。

○商工労働観光課長（奥山太崇君） お答えいたします。

抽せんにするかどうかは、まず実施主体のほうで決めたものでございます。町としては、当初予約が多数の場合は全員にというのも視野に入れて考えておりました。実施主体のほうも予想以上に大幅に超える結果となりまして、町民も飲食店を応援するという気持ちを酌んで、実施主体のほうで要望したものだと思っております。

以上です。

○11番（檀上美緒子君） ですから、応援したいという町民の声、私も100%のプレミアムだから、結構いくのかなとは思いつつも、なかなか飲食というのはコロナの状況の中でどうなのだろうというような思いも含めてあったわけですが、結果的には多くの町民の皆さんが購入してくださる意向を示したということは歓迎すべきことだとは思いますが、あまりにも計画性がないというか、考え方が行き当たりばったりという姿勢を感じざるを得ないのです。特にこの問題でいけば、当初出されたときの6月議会のときにもそうだったので、上限がはっきりしていなかったわけです。そして、最終的に私自身も上限出てきたのを見てびっくりしたのですけれども、1人2セットなのだけれども、同居家族4人まで2セットずつ買えるということで、家族の多い方であれば8セット買えることになるわけです、上限が。独り暮らしは2セットまでなのだけれども、その書き方も上限の決め方もええっとは思ったのですけれども、何かそういうようなこ

の取組自体に対する進め方というか、基本は町はあくまでも応援ということで、商工会議所と商工会が事業主体として進めていくということで、森町としてはそれを応援するということだということは分かるのですけれども、だけれども実際にお金を出すのは町なのであって、やっぱりきちんとした計画性を持って取り組んでいくというのが本当だろうと思うのです。ですから、そういう点での行き当たりばったり性というのはやっぱり指摘せざるを得ないのですけれども、いかがですか。

○商工労働観光課長（奥山太崇君） お答えします。

町としても地元の飲食店の活性化ということで、増額要望も視野に入れてスケジュール感を持っておりました。それで、今回9月補正に間に合うようなスケジュール感で行っております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 檀上議員、ほかにありますか。

○11番（檀上美緒子君） 以上です。

○14番（松田兼宗君） それでは、何点かちょっと確認したいことがありまして、まず21ページ、農業総務費のところの話なのですが、資料ナンバーでいうと9番のなのですが、このところの転作、先ほど檀上議員のほうからの質問に対する答えが出て、26名のうち9名だと、転作希望者が。それはいいのだけれども、今後やらなかった人はどうなるのかという問題。まだ継続されるのでしょうか、この事業というのは。それがまず1点。

それと、てん菜自体が森町でどの程度作付され、生産されているのか。それがさらに年によって当然金額が変わるのですが、大豆や小豆に替えた場合にどの程度上がると見込んでいるのか、所得が。その辺ちょっと試算的な部分があるのか。それでないと転作する意味がないと思ったりもするのです。てん菜のほうによければ替えないわけですよ、金額ベースでいうと。だから、そういう問題もあるので、その辺どういうふうな見方をしているのかちょっとお伺いしたいのですが。

○農林課長（寺澤英樹君） お答えいたします。

まず、事業の継続性につきましては、国の事業ですから、来年度もこの事業あるかどうかははっきりしたことは言えません。

あと、2点目なのですが、これにシフトして、例えば収入とか所得の関係になると思うのですが、試算を行っているのかということなのですが、すみません、今手元にちょっと資料がないので、後から作付面積、それから10アール当たりの収入とか、そういったもの計算してみないと詳細今出せませんので、後ほどご回答させていただいてよろしいでしょうか。

以上です。

○14番（松田兼宗君） そして、もう一つ追加という形で、今回転作、これに応じた人たちというのは補助金が出るからやったということなのか、それとも生産額が、収入が要するに多くなるから転作に応じたということなのか、その辺なのです、問題は。だから、そ

の辺の判断材料として提示した形でやっているのですかということです。その辺も含めてちょっと一緒に併せて後で教えていただければと思います。

○議長（野村 洋君） 別件あるのですか。

○14番（松田兼宗君） はい。

○議長（野村 洋君） ページ数言ってください。

○14番（松田兼宗君） それでは、27ページの文化財振興費のところの69万円の資料ナンバーでいうところの11番なのですが、この部分で確認したいのですが……いいですか。

○議長（野村 洋君） どうぞ。

○14番（松田兼宗君） これいろんな森町の所有地の中でこういう調査をしていない部分というのは、まだあるのでしょうか。突然こういう公民館と役場の庁舎複合施設整備事業の中でやるというのはいいのだけれども、ほかに候補地があるわけですね。だから、その部分の点ではもうその確認はされているのかどうか。

それと、もう一点、これを、突然なのですが、今日の町長の行政報告の中で出てきたのがそういうのを進めていくと。公民館と役場庁舎などの複合施設について調査し始めるのだという話を言いました。では、それに対して、町長の発言はいいのですが、今後それについての検討委員会なり、そういうのを立ち上げるわけですね。そのときに問題になるのが教育委員会と地方行政との関わりの問題なのですが、その辺の方を含めた委員会というのは設置できるのかどうなのか。

それと、併せてもう一点、その件に関して、以前今の副町長の前の、前の副町長の木村副町長のときに言っているのですが、条例とか、条例はいいのですが、規則とか要綱というのは例規集に載るのがタイムラグ出てくるのです。そのために、もしその前に出たとしたら、議員の控室にペーパーとして置いておくからという話になっていたのですが、それというのは今後、今までその後やられているのかどうか。どうもやっていないような気がするので、今回のも併せて作った場合はそういうのを先に提示していただきたいということの確認をしていただきたいと思います。

○社会教育課長（須藤智裕君） お答えいたします。

まず、1つ目の確認しなければいけない部分、調査しなければいけない部分、ほかのところは済んでいるのかということなのですが、今回資料11に示した場所が埋蔵文化財の包蔵地としてなっております。ですので、調査対象範囲というふうになってまいります。埋蔵文化財の包蔵地になっていないところにつきましては、基本調査というのが必要ない状態となりますので、今回の補正して、調査を行いたいというところでございます。

あと、検討委員会のところにつきましては、教育委員会と町行政、設置できるかということなのですが、そこ今設置に向けて準備進めているところですので、ご理解お願いいたします。

あと、すみません、3つ目のところ、ごめんなさい……

（「副町長、もしくは総務課長のほうから」の声あり）

○総務課長（濱野尚史君） 私のほうから3点目の要綱等の設置したときの部分のことについてお答えいたします。

私も前の木村前副町長と松田議員がどういったやり取りしていたかということ承知してはおりませんが、伝え聞いたところによると、例えば議会とかで条例改正とかしたときにその改正された内容が即座に反映されないのが、要は委託業者で改め文が新しい条例として溶け込まないとそれまでになかなか更新されていないのでということで、その辺についてどうにかならないのかということでもちょっとお話しされていたのではないかなと思っております。その辺についてもある程度は検討はしてはいたのですが、結局改正文をこれまでの条例規則に溶け込ませて、新しい条例を、新しいというか、改正された条例をつくるというのも委託業者さんの業務の一環となっておりますので、なるべく今後タイムラグがないように早く更新させるようには私たちのほうもお願いするということで、それはやっていくつもりであります。

あと、告示、それ以外にされたそういうものについては、例えば新たに作るのとは改正ではなくて、要綱とか新たに設置した場合について、これも当然例規集に反映されるのが時間かかる場所もありますので、こういった検討委員会が例えば要綱か何かで公表対象で告示するようなものであれば、それらについてはちょっと今後検討させていただきますけれども、なるべく早めにご提示できるようにしたいと考えております。

以上です。

○14番（松田兼宗君） 今の最後の部分なのだけれども、業者のほうの例規集のネットで見ると話なのです。年間でいうと2回か3回、ちょっと僕は今ははっきりした数字、回数覚えていないのですが、少ないのです。そのためにタイムラグが出るからということで、その分を何とかできないのかと言ったら、当時の木村副町長のほうから、決算委員会か予算委員会かどこかだと思います。その中でそういう答弁いただいて、それ以降は来ていたのです、控室のほうに。それを継続していただけないかというお願いなのです、むしろ、こっちからの。

○議長（野村 洋君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時08分

再開 午前11時20分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

○総務課長（濱野尚史君） 先ほどの松田議員の質問にお答えいたします。

まず、例規の更新の回数は基本的には3月、6月、9月、12月の議会のときに送り込んで、改正してもらっています。ただ、ちょっとたまってきたりするようであれば、随時受け付けてもらっていることもありますので、更新頻度とすればそういったことになっております。

次に、条例規則等の改正あったときの議会に閲覧する部分を以前はお渡ししていたようなのですけれども、どういういきさつでお渡ししなくなったかちょっと今詳細定かではないのですけれども、これ以降といいますか、今後交付されたものについては全て議会側のほうに閲覧に供するようにお渡ししたいと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

○9番（河野文彦君） すみません。何点かあるので、順番にいきたいと思います。

まず、総務費の諸費の需用費で消耗品ということで、これはコロナウイルスの支援物資というところかと思うのですけれども、まずちょっとデータとして確認したいのですけれども、町内でコロナにかかった、残念ながらかかってしまった方の何%ぐらいの方がこの支援物資のお願いに来ているのかというのをちょっと教えてもらえますか。

○議長（野村 洋君） 分からない。

（何事か言う者あり）

○議長（野村 洋君） もう一回。

（何事か言う者あり）

○議長（野村 洋君） 河野議員、もう一度ちょっと聞き取りやすくお願いします。マイク使って。

○9番（河野文彦君） 支援物資ということなのですけれども、町内でコロナに残念ながら感染してしまった方の何%ぐらいの方がこの支援物資の要望を出されているか、まずお願いします。

○保健福祉課長（宮崎弘光君） お答えいたします。

およそ大体3割程度の申請があります。

以上です。

○9番（河野文彦君） この事業が始まった経緯というのは、森町でも感染が急速に拡大したときに緊急的に道の物資が届くまでの間にご活用くださいということで始まったかと思うのですけれども、最初そういう緊急的に集めた物資の中ででもいろいろなご意見があったと思うのです。町にも届いているのかなと思うし、私の耳、私も何名の方からお話聞いたのですけれども、そういった例えば熱出して具合悪くて、倒れている間に喉越しのいいものが欲しいとか、そういうご意見っていろいろあったかと思うのですけれども、その辺の改善というのはされているのかどうかちょっと聞かせてもらえますか。

○総務課長（濱野尚史君） お答えいたします。

当初始めたとき、一般的にはカップ麺、あるいはインスタント麺と、それからレトルトで食べれるものと飲物、それからレンジで温めれる御飯とかというのをお渡ししていて、基本的に飲物とレトルト品とかというものは変わってはいないのですけれども、当初入っていた飲物がお茶を入れていたのですけれども、やっぱり自宅療養されている方の要望で、いわゆるスポーツドリンクとか、それだけで栄養補給もできる飲用水が欲しいということで、そういうのは切り替えてございます。あと、それこそゼリー状の栄養補給できるものですとか、それから本当に果物、果汁入りのゼリーも欲しいということもあたりして、

ある程度限られた範囲ですけれども、そういった要望には応えて変更していております。
以上です。

○9番（河野文彦君） 23ページの飲食プレミアの部分なのですが、今回も要望があったから、全員当たるように変更しましたと。実は当初から抽せんなしに全員に当たるようにするというのも視野に考えていましたというような説明があったのですが、それだったら、というのは今回この募集に当たって、もう抽せんになるだけ予定数量以上いったよという情報をつかんで、では遠慮しようかなという人もたくさんいたのです。そういう人方からすると、だったら僕だって抽せん分かっていたけれども、申し込んだよという声もう出始めているのです。そういった方にどう説明しますか。それだったら、最初から本当に途中で変更なしの上限、今回プラス1,000万だったから、前回の予算にプラス1,000万ぐらいのもう絶対これ以上増やせませんという予算で始めるか、それか変更を視野に入れていたという考え方自体が僕ちょっとどうなのかなと思うのですが、その辺事業の進め方というの、たくさん対象になる方が増えることはいいのかもしれないのですが、中には遠慮して辞退した方もいる。そういう方にどういった説明をするべきかということはどういうふうに考えますか。

○商工労働観光課長（奥山太崇君） お答えいたします。

町といたしましては、事業の変更というか、柔軟に対応できるようなことを視野に入れて事業計画をしておりましたが、あくまでも実施主体が行うものですので、実施主体と協議した結果、当初においては抽せんという結果になっております。そこで、先ほども答弁いたしましたが、大幅な予想を超える結果となりまして、事業主体のほうも地元飲食店活性化、景気の浮揚を図るということで再度町のほうに要望してきたというのが経緯でございます。

以上です。

○9番（河野文彦君） 景気向上を図る、また希望された方に、皆さんに当たるようにする、ごもつものなので、それであればもう一回募集して、全員に当たるようにやったらどうですか。いかがでしょう。

○商工労働観光課長（奥山太崇君） お答えいたします。

今後このような事業あった場合は、今回の件を踏まえて改善する部分は改善して、次回につなげていきたいと思っております。

以上です。

○9番（河野文彦君） 25ページの濁川小学校の暖房設備不凍液注入業務ということで、すみません、暖房設備のちょっとイメージがはっきり浮かばなかったのですが、一般的な家庭でも不凍液の温水パネルというのがあって、何年かに1回にやっぱり不凍液というのは交換が必要なのかな、維持メンテナンスということで。それで、今回濁川小学校が休校になって初めての冬を迎えるに当たっての準備かと思うのですが、これが毎年かかるようなものなのか、それともたまたま何年かに1回のメンテナンスがここに出てき

たのか、そこちょっとお願いします。

○学校教育課長（坂田明仁君） お答えします。

今までは、不凍液でなくて水ということでやっていました。ただ、今回濁川小学校については避難所開設時以外基本的に利用されないということで、冬期間凍結する可能性があるなので、不凍液を入れさせていただくということで今回限りかなというふうに思います。

以上です。

○9番（河野文彦君） ということは、今までは水を入れていたけれども、毎日動いていたから、水でよかったと。今回は休止が長くなるので、不凍液にしたと。ちなみに、急遽避難所で使わなければならないとかというときにすぐに起動できるような状態になっているのですか。使える状態になっているのかと。

○学校教育課長（坂田明仁君） お答えします。

しばらく使わない状況ですので、暖房として使えるのは半日程度かかるのかなというふうに思われます。

以上です。

○9番（河野文彦君） 27ページの文化財振興費の埋蔵物の調査ということなのですが、ちょっとこれ全協のときに町長からこういうことを始めますというようなお話を聞いていて、文化財調査をいち早く始めて、来年度以降素早くこの複合施設の計画というものを進めるためには今が必要なのかなというふうに思っていたのですが、ちょっとこの事業規模、言ってしまうとこれ2メートル四方の穴を2メートルの深さで掘って、20メートル間隔ということで、使用料、賃借料ですから、機械を借りてきて、職員の方がやるというような事業内容かと思うのですが、ごめんなさい、この対応で文化財調査終了としていいのかどうか。その辺、こういうエリアだとどういうピッチで、例えば何平米あるうちの何%はしなければならないとか、もしそういう基準でもあればちょっと簡単でもいいので、教えていただけたらなというのは、これで足りるのかなというのが心配で、そこ安心できるような何か説明していただけたらなと思うのですが、お願いします。

○社会教育課長（須藤智裕君） お答えいたします。

まず、どのぐらいの調査かということだったのですが、今回あくまで試掘ということで、試掘した結果何かしらほかにもありそうだとか、そのときに出てきたものによりましては改めて来年度以降本格的な発掘調査をしなければいけない場合もございます。そういうものがどうかという段階での試掘となりますので、今回はこの程度というふうになっております。あと、北海道のほうで一応試掘調査としましては対象面積の1%程度試掘して調査するという基準はございますので、そちらのほうはクリアするかなとは思っていますので、ご理解お願いいたします。

以上です。

○9番（河野文彦君） では、今回のこの20か所程度の試掘で何もなければ、もう完全に

工事で掘り起こしてしまってもいいというような状態の確認まで進めるということでしょうか。

○社会教育課長（須藤智裕君） 何もなければそのようになるかと思いますが、例えば多少なりとも出てきた場合は工事の場合に立会いをするだとかというところが必要となる場合もございます。その辺につきましては今回の試掘結果を基に北海道のほうだとかと協議しながら決定していきたいと考えております。

以上です。

○15番（斉藤優香君） 何点かあるので、よろしくお願いします。

まず……

○議長（野村 洋君） ページ言ってください。

○15番（斉藤優香君） 公共事業なので、地域公共交通事業の……

○議長（野村 洋君） 15ページですね。

○15番（斉藤優香君） はい。14ページ、企画費の、15ページです。前回説明していただいたときに町民対象ということで、町外の人は乗れないということになるのでしょうか。これ濁川温泉まで行ったりする場合、町内の町民か町民ではないという判断をどこでするのかということと、あと以前の説明で満員のときには臨時便を出しますという説明をいただいたと思うのですが、この中にその臨時便の費用とかも入っているのかという点と、あと2方向ありますけれども、2方向とも1社で委託になるのかと、あと最後のところにアンケート調査を行うとなっていますが、これは委託業者がするのか、それとも町で調査員とか、そういう人を用意というか、準備して、調査を行って、アンケート調査とかを行っていくのかをお願いします。

○企画振興課長（川村勝幸君） お答えいたします。

まず、1点目、町民の確認ですけれども、現段階で森町民の方ですかという問いかけはあまり想定しなくて、そこにおられる方を乗せたいなと思っていますけれども、今ご意見をいただいた中でその辺もちょっと確認しながらやっていければなと思っています。

2点目ですけれども、臨時便につきましてはこの予算に含まれております。

3点目、2方向、1社かというご質問ですけれども、2方向とも1社の事業者で行う予定でございます。

4点目、アンケートにつきましては委託せず、前も申し上げたかと思うのですが、職員が、毎日ではないですけれども、同乗しまして、利用者の方に聞き取りしながら調査を行っていく考えでおります。

以上です。

○15番（斉藤優香君） もう一点、町民ではない確認はこれからなっていくと思うのですが、例えばこれ子供だけでも町なかを乗って歩くことというのはできるということでしょうか。

○企画振興課長（川村勝幸君） お答えします。

あまり小さな子供が一人で乗るということは想定していなくて、そういう事態が生じたらいろいろ対応していきたいと思っていますし、事前に決めるところは今後ちょっと線引きをしながら決めていければなと思っています。

以上です。

○議長（野村 洋君） 別件。

（「はい、別件です」の声あり）

○15番（斉藤優香君） 次のページの16ページの老人福祉のところなのですが、この支給対象者に当たって申請方法として申請書を窓口及び郵送で受け付けるとあるのですが、その申請書自体は対象者に郵送されるということでしょうか、それとも広報にということなのでしょうか。そこをお願いします。

○保健福祉課長（宮崎弘光君） お答えします。

周知方法、申請書の関係なのですが、例年福祉灯油のときに広報に折り込みしまして、全戸に配布するという方式を取っておりまして、今回も対象者が同じということで、福祉灯油の申請書の中に一緒に一枚で済むような形で申請書のほう作成して、全戸配布したいと考えております。

○15番（斉藤優香君） それで、支給対象者というのはもう町のほうである程度の人数を確認されていると思うのですが、それに対して申請者、本当に申請される方というのは100%に近いのか、それともやはりそういうものを見ないで、忘れてしまっている人というのもいらっしゃるのかなと思うのですが、その辺りの対策というのは取られるのでしょうか。

○保健福祉課長（宮崎弘光君） お答えいたします。

以前というか、過去の議会でも対象世帯数についての質問というのは何度かいただいていたかと思うのですが、かなり複雑な対象範囲になっているものですから、完璧にはこちらでも把握できている状況ではございません。ですので、対象になっているのだけでも、申請していないだとかというところの確認までは恐らくできないと思うのですが、昨年度の福祉灯油の申請の実績からすると、去年がおよそ770世帯の申請がございましたので、今回についてはそれを多少なりとも超えるような申請があると見込んでおります。

○議長（野村 洋君） いいですか。別件ですか。

（「はい」の声あり）

○15番（斉藤優香君） 公民館のところに行くのですが、文化財振興費なのですが、この調査は期間はどれぐらいを考えていらっしゃるのかということと、あとこの候補地の一つであるということからすると、ほかにもやはり、先ほども質問もあったかと思うのですが、森町では包蔵地はまだまだあるのかという、包蔵地はどこにどれぐらいあるのかということが分かれば教えてください。

それと、埋蔵物が出た場合立会いで今後ということになると、どれぐらいの目安で調査発掘を考えていらっしゃるのか、もし計画があれば、計画というか、そういうのがあれば

教えてください。

○社会教育課長（須藤智裕君） お答えいたします。

試掘の期間につきましては、今回の試掘は4日間程度を予定しております。

あと、森町内の包蔵地、まだあるか、どのぐらいの数かというところにつきましては、ほかにもございます。ただ、今手元に何か所ぐらいかという資料については持ち合わせていませんので、ちょっと後ほどということでご理解お願いいたします。

あと、埋蔵物、この後実際に調査必要となった場合の期間なりということなのですが、そちらにつきましては今回試掘やってみないとどの程度のもので出るのか、もしくはまるっきり出ないのかというところでちょっと変わってきますので、ただもう少し詳細な発掘調査が必要となれば、来年度以降の実施になろうかとは考えておりますので、お願いいたします。

以上です。

○15番（斉藤優香君） この4日間の工事、すごく短い期間ではあると思うのですが、ここというのは今、今年度、今年、年内にやるとなるとすれば、この隣というのは幼稚園の保護者の車の駐車場になっていまして、やはり子供たちとかも出入りするところで、これ機械借り上げ料だけなのですが、そういうフェンスを回したりとか警備員を配置したりとかということは考えていないですか。

○社会教育課長（須藤智裕君） お答えいたします。

警備員の設置までは予定しておりません。ただ、そのような危険がないようには実施したいというふうに考えております。

以上です。

○議長（野村 洋君） ほかにございますか。よろしいですね。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） それでは、質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第3号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第8、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第4号

○議長（野村 洋君） 日程第9、議案第4号 令和4年度森町国民健康保険特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（宮崎弘光君） 議案第4号について説明させていただきます。

本案は、令和4年度森町国民健康保険特別会計補正予算の第3回目となるものです。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ16万5,000円を追加し、歳入歳出それぞれ24億2,749万4,000円にしようとするものです。

以下、事項別明細書により説明させていただきます。4ページをお開き願います。歳入についてご説明いたします。款6繰越金、項1繰越金につきましては、歳出の費用に充当するため繰越金の一部を補正するものです。

6ページをお開き願います。歳出についてご説明いたします。款1総務費、項1総務管理費、目2連合会負担金、節18負担金補助及び交付金につきましては、未就学児均等割保険料負担金の創設に伴う国保事業報告システム改修負担金です。

以上でございます。ご審議のほどよろしく願います。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。よろしいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第4号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第9、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第5号

○議長（野村 洋君） 日程第10、議案第5号 令和4年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（宮崎弘光君） 議案第5号について説明させていただきます。

本案は、令和4年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算の第2回目となるものです。

既定の歳入歳出予算の総額は変更せず、歳入歳出それぞれ2億5,227万6,000円にしようとするものです。

以下、事項別明細書により説明させていただきます。4ページをお開き願います。歳入についてご説明いたします。款1後期高齢者保険料、項1後期高齢者保険料、目2普通徴収保険料24万9,000円の減額及び款3繰入金、項1一般会計繰入金、目1事務費繰入金47万7,000円の減額は、款4繰越金、項1繰越金、目1繰越金の確定による72万6,000円の増

額に伴い財源調整するものです。

6ページをお開き願います。歳出についてご説明いたします。款1総務費、項1総務管理費及び款2後期高齢者医療広域連合納付金、項1後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、繰越金の確定に伴い金額は変更せず、財源内訳を変更しようとするものです。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。よろしいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第5号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第10、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第6号

○議長（野村 洋君） 日程第11、議案第6号 令和4年度森町介護保険事業特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課参事（萩野友章君） 議案第6号について説明させていただきます。

本案は、令和4年度森町介護保険事業特別会計補正予算の第2回目となるものです。

保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,208万7,000円を追加し、歳入歳出それぞれ21億5,583万4,000円にしようとするものです。

事項別明細書により歳入より説明させていただきます。4ページをお開き願います。款5支払基金交付金、項1支払基金交付金、目1介護給付費交付金24万9,000円の増額につきましては、前年度実績値確定による追加交付分の増額補正となります。

款8繰入金、項1一般会計繰入金48万2,000円の増額につきましては、令和3年度低所得者保険料軽減負担金確定に伴う追加交付分を繰り入れるものです。

項3基金繰入金3,947万9,000円及び款9繰越金187万7,000円の増額につきましては、前年度実績値確定により、償還金及び還付金へ充当しようとするものです。

続きまして、歳出について説明させていただきます。6ページをお開き願います。款5諸支出金、項1償還金及び還付金、目1第1号被保険者保険料還付金14万円の増額につきましては、過年度分に係る保険料等払戻金を補正しようとするものです。

目2償還金4,121万6,000円の増額につきましては、介護給付費等の前年度実績値確定に

伴う国、道支出金及び支払基金交付金の返還に伴うものです。

款6基金積立金、項1基金積立金73万1,000円の増額につきましては、介護給付費交付金及び低所得者保険料軽減負担金における前年度実績値確定による追加交付分を積立てしようとするものです。

以上、議案第6号の説明とさせていただきますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。いいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第6号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第11、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第7号

○議長（野村 洋君） 日程第12、議案第7号 令和4年度森町介護サービス事業特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○さくらの園・園長（敦賀靖之君） それでは、議案第7号についてご説明申し上げます。

本案は、令和4年度森町介護サービス事業特別会計補正予算の第2回目の補正となるものでございます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出を51万8,000円追加し、歳入歳出をそれぞれ2億6,399万9,000円とするものです。

事項別明細書にてご説明いたします。4ページ、5ページをお開き願います。歳入の款1サービス収入、項2自己負担金収入、目1自己負担金収入を39万2,000円増額、款3繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金2万1,000円を減額、款4繰越金、項1繰越金、目1繰越金を14万7,000円増額し、歳出で説明いたします費用へ充当しようとするものでございます。

6ページ、7ページをお開き願います。歳出の款1総務費、項1施設管理費、目1一般管理費、節10需用費の修繕料は、非常用照明の電池交換、ロビー扇風機の修繕、ボイラーのヘッダー及び点火棒を修繕しようとするものです。

以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（野村 洋君） 敦賀園長、今の表題、議案第7号の補正する金額のところ、もう一度明確に言ってください。

（何事か言う者あり）

○議長（野村 洋君） 補正する額、表題。合計額です。

○さくらの園・園長（敦賀靖之君） 2億6,399万円です。すみませんでした。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。よろしいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第7号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第12、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第8号

○議長（野村 洋君） 日程第13、議案第8号 財産の取得について（職員用タブレット型ノートパソコン等）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課参事（東 克宏君） 議案第8号についてご説明申し上げます。

本案は、財産の取得についてであります。地方自治法第96条第1項第8号及び森町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、次のとおり財産を取得することについて議会の議決を求めようとするものです。

このたび取得をしようとする財産及び数量は、職員用タブレット型ノートパソコン250台及び附属品一式でございます。取得の方法は指名競争入札で、取得の金額は5,390万円でございます。取得の相手方は、函館市末広町22番1号、株式会社エスイーシー代表取締役社長、柳原清司でございます。

なお、参考といたしまして、資料ナンバー12を提出しておりますので、ご参照ください。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。

○14番（松田兼宗君） ちょっと何点が聞きたいのですが、このノートパソコン、タブレット、これリサイクルの問題を考えた場合、リサイクルシールとか貼らさっているのでしょうか。さらに、今入れ替えるわけですから、入れ替える前の今手持ちの機械のPC、リサイクルシールが貼らさっているのかどうか。というのは、もし貼らさっていない場合、

リサイクルする場合に、処分する場合にお金がかかるわけですね。とすれば、これについては今回この部分に含まれているのかどうか。もう一点は、今手持ちのパソコンを処分するのにお金がかかるはずで。その辺を予算計上して、考慮した形になっているのかどうか、お願いします。

○議長（野村 洋君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時57分

再開 午前11時59分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

○総務課長（濱野尚史君） 答えいたします。

今回新たに購入しようとしているのは、ノートパソコン型のタブレット端末で、個人が使うものとそんなに変わらない、いわゆるノートパソコンを購入するので、購入費用の中にリサイクル料金というのは含まれております。ただ、今松田議員が質問されたそれに伴って廃棄するものということですが、同じノートパソコンを廃棄してノートパソコンを入れるわけではなくて、今までシンクライアントを使用しているもののところに今回ノートパソコンを入れるということで、RDSサーバーは家庭用のと、いわゆるパソコンと違いますので、業務用ですので、引き取る際には事業所で引き取っていただかないといけないということもあります。今回250台端末入れることによって、シンクライアントの扱いなのですが、今4台のシンクライアントで、相当数の職員、300以上の職員のライセンスが刺さっております。ただ、今回端末250台入れるからといってシンクライアントシステムをなくするというのではなくて、1人1台端末がなくても業務に支障のない例えば消防、保育所、幼稚園、それから病院の看護部など、そういったところでは引き続き使えますので、今までは4台の部分でみちみちのライセンスでやっていたのですが、RDSサーバーは当面の間その分の我々一般職で必要でなくなった分の負荷を分散する形で、引き続き4台で負荷軽減しながら運用していきますので、基本的に今回の端末を導入するということによって新たに廃棄するというものというのは今の現段階ではございませんので、ご理解していただければと思います。

以上です。

○14番（松田兼宗君） 要するに今も手持ちのパソコンと了解しました。それについては了解するのですが、それは当然シールは貼らさっているというふうな理解でいいのですよね、そしたら。リサイクル、それって結局今の新たに買うのは何年使うか分かりませんが、それを廃棄処理しなければならないときにリサイクル料金がかかるのかどうかの話なのです。それを誰が負担するのですかということです。この中に含まれているのなら別にいいのだけれども、そのときにまた新たにお金がかかるということになるのではないのかということを私言っているのです。

○総務課長（濱野尚史君） 今回取得するものについては、それらを含んだ上での金額となっておりますので、これらが何年後かに廃棄するとなったときに新たに費用がかかるということではございません。

以上です。

○14番（松田兼宗君） それ新たなほうは分かった。だから、そしたらいずれ廃棄処理とかなければならないわけでしょう、今手持ちの部分に関しては。それについてもそういうふうになっているというふうな理解でいいのですかということ。リサイクルシールが貼らさっているかどうかの問題です。

○総務課長（濱野尚史君） シンククライアントサービスで使っているものについては、今言ったとおりです。ただ、私たちのほうで持っている個人用のノートパソコンとかというのは、ごくごく少数しか持っておりません。その年式によってリサイクル料金がかかるものもあるかもしれないですし、リサイクル料を既に支払った上で取得しているノートパソコンもあれば、それはかからないということで、今そこに何台あって、どれだけかかるかということは、申し訳ないのですけれども、詳細については把握しておりませんので、もしその辺お知りになりたいということであれば、ちょっとお時間いただいた上で改めてご回答させていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 別件ですね。

○14番（松田兼宗君） いや、今の知りたいとか知りたくないとか、そういう問題ではないです。結局町の負担が増えることになる、それを言っているのです。なるかならないかの話です、負担が。私が知りたいとか知りたくないとかの問題ではないです。

○議長（野村 洋君） 松田議員、一応4回目になりますので、別件であれば。

○14番（松田兼宗君） いや、いいです。ないです。

○議長（野村 洋君） ほかにございますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第8号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第13、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

○議長（野村 洋君） 日程第14、報告第1号 令和3年度森町財政健全化判断比率についてを議題とします。

本案について提案者の説明を求めます。

○総務課長（濱野尚史君） 報告第1号、令和3年度財政健全化判断比率についてご説明申し上げます。

本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条の規定により、監査委員の意見をつけて報告するものでございます。

裏面を御覧ください。令和3年度普通会計財政健全化審査意見書でございます。中ほどの表に実質赤字比率と連結実質赤字比率がありますが、これらにつきましては黒字となりますので、比率は記載されておられません。実質公債費比率は12.2%で、基準値以内となっております。また、将来負担比率はゼロ%で、基準値以内となっております。

以上、報告とさせていただきます。

○議長（野村 洋君） 以上をもって報告第1号を終わります。

◎日程第15 報告第2号

○議長（野村 洋君） 日程第15、報告第2号 令和3年度森町資金不足比率についてを議題といたします。

本案件について提案者の説明を求めます。

○病院事務長（安藤 仁君） 報告第2号 令和3年度森町資金不足比率についてをご説明いたします。

裏面を御覧願います。この表は、令和3年度病院事業会計経営健全化審査意見書でございます。資金不足比率は、基準内となっております。詳細につきましては、個別意見をご参照願います。

以上でございます。

○上下水道課長（水元良文君） 続きまして、令和3年度水道事業会計経営健全化審査意見書でございます。

資金不足比率は、基準内となっております。詳細につきましては、個別の意見欄をご参照ください。

続きまして、裏面、次ページを御覧ください。本報告は、令和3年度下水道事業会計経営健全化審査意見書でございます。資金不足比率は、基準内となっております。詳細につきましては、個別の意見欄をご参照ください。

以上で報告第2号のご説明といたします。

○議長（野村 洋君） 以上をもって報告第2号を終わります。

◎日程第16 諮問第1号

○議長（野村 洋君） 日程第16、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求める

ことについてを議題といたします。

○町長（岡嶋康輔君） ただいま議題となりました諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて提案理由をご説明いたします。

現在人権擁護委員を務めていただいております佐藤洋氏は、本年12月31日をもって任期満了となります。後任の委員を任命するに当たり、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき議会の意見を求めるものであります。

後任の委員につきましては、令和2年1月から人権擁護委員を務め上げ、委員の職務について熟知され、今後についても活発な活動が期待されます佐藤洋氏を引き続き任命することが最も適当であると思われまますので、推薦いたしたく、議会のご意見を求めたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、同氏の経歴等につきましては、資料ナンバー13を提出しておりますので、詳細については資料をご参照願います。

以上です。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから諮問第1号を採決します。

お諮りします。本件は、お手元に配りました意見のとおり答申したいと思っております。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第16、諮問第1号は、お手元に配りました意見のとおり答申することに決定しました。

◎日程第17 諮問第2号

○議長（野村 洋君） 日程第17、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

○町長（岡嶋康輔君） ただいま議題となりました諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて提案理由をご説明いたします。

現在人権擁護委員を務めていただいております長谷川尚子氏は、本年12月31日をもって任期満了となります。後任の委員を任命するに当たり、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき議会の意見を求めるものであります。

後任の委員につきましては、令和2年1月から人権擁護委員を務め上げ、委員の職務に

ついて熟知され、今後についても活発な活動が期待されます長谷川尚子氏を引き続き任命することが最も適当であると思われまますので、推薦いたしたく、議会のご意見を求めたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

なお、同氏の経歴等につきましては、資料ナンバー14を提出してありますので、詳細については資料をご参照願ひます。

以上です。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから諮問第2号を採決します。

お諮りします。本件は、お手元に配りました意見のとおり答申したいと思ひます。ご異議ございせんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第17、諮問第2号は、お手元に配りました意見のとおり答申することに決定しました。

◎日程第18 諮問第3号

○議長（野村 洋君） 日程第18、諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

○町長（岡嶋康輔君） ただいま議題となりました諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて提案理由をご説明いたします。

現在人権擁護委員を務めていただいております横内仁司氏は、本年12月31日をもって任期満了となります。後任の委員を任命するに当たり、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき議会の意見を求めるものであります。

後任の委員につきましては、島田宏信氏を任命したいと思ひます。同氏の経歴等につきましては、資料ナンバー15を提出してありますので、詳細については省略させていただきますが、同氏は森町へ奉職後、数多くの役職を歴任されており、各分野にわたり経験豊富であり、地域活動に対しても意欲的に取り組まれ、町民からの信頼も厚く適任であると思われまますので、推薦いたしたく、議会の意見を求めたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。ないですね。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 質疑を終わります。
討論を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 討論を終わります。
これから諮問第3号を採決します。
お諮りします。本件は、お手元に配りました意見のとおり答申したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 異議なしと認めます。
日程第18、諮問第3号は、お手元に配りました意見のとおり答申することに決定しました。

◎延会の議決

○議長(野村 洋君) お諮りします。
本日の会議はこれで延会したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 異議なしと認めます。
したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

◎延会の宣告

○議長(野村 洋君) 次回は、9月2日午前10時開会といたします。

延会 午後 0時12分

以上会議の顛末を記載し、その誤りのないことを証するため、
ここに署名する。

令和4年9月1日

森町議会議長

森町議会議員

森町議会議員

令和4年第1回森町議会9月会議会議録（第2日目）

令和4年9月2日（金）

開議 午前10時00分

延会 午後 3時19分

場所 森町議会議事堂

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 議長諸般報告
- 3 一般質問
- 4 認定第 1号 令和3年度森町各会計歳入歳出決算認定について
認定第 2号 令和3年度森町国民健康保険病院事業会計決算認定について
認定第 3号 令和3年度森町水道事業会計決算認定について
認定第 4号 令和3年度森町公共下水道事業会計決算認定について
- 5 意見書案第1号 安倍氏の国葬撤回と弔意を強制しないことを求める意見書
- 6 意見書案第2号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書
- 7 議員の派遣について
- 8 休会中の所管事務調査等の申し出

○出席議員（14名）

議長 16番 野村 洋 君	副議長 1番 菊地 康博 君
2番 山田 誠 君	3番 佐々木 修 君
4番 高橋 邦雄 君	6番 加藤 進 君
8番 東 隆一 君	9番 河野 文彦 君
10番 宮本 秀逸 君	11番 檀上 美緒子 君
12番 木村 俊広 君	13番 久保 友子 君
14番 松田 兼宗 君	15番 斉藤 優香 君

○欠席議員（2名）

5番 伊藤 昇 君	7番 堀合 哲哉 君
-----------	------------

○出席説明員

町 長	岡 嶋 康 輔 君
副 町 長	長 瀬 賢 一 君
会計管理者兼	東 谷 美 佐 子 君

出納室長					
監査委員	釣		隆	吉	君
総務課長	濱	野	尚	史	君
総務課参事	東		克	宏	君
選挙管理委員会 書記長併監査 事務局書記長	村	本		政	君
防災交通課長	柴	田	正	哲	君
契約管理課長	山	田	真	人	君
企画振興課長	川	村	勝	幸	君
税務課長	柏	淵		茂	君
保健福祉課長	宮	崎	弘	光	君
保健福祉課参事	萩	野	友	章	君
保健福祉課参事兼 保健センター長	宮	崎		涉	君
住民生活課長	阿	部	泰	之	君
子育て支援課長	野	崎	博	之	君
環境課長	川	口	武	正	君
農林課長兼 農業委員会事務局長	寺	澤	英	樹	君
農林課技術長	濱	野	真	行	君
農林課参事	佐	藤		司	君
水産課長	岩	井	一	桐	君
商工労働観光課長	奥	山	太	崇	君
建設課長	富	原	尚	史	君
建設課技術長	伊	藤	正	吾	君
砂原支所長	伊	落	浩	昭	君
地域振興課長	干	葉	正	一	君
町民福祉課長	金	丸	義	樹	君
教 育 長	毛	利	繁	和	君
学校教育課長	坂	田	明	仁	君
学校教育課参事	河	野		淳	君
社会教育課長兼 公民館長兼 図書館長	須	藤	智	裕	君
体育課長兼 体育館長兼 青少年会館長兼 生涯学習課長	木	村	忠	公	君

給食センター長	藤	嶋	希	君
さくらの園・園長	敦	賀	靖	之君
病院事務長	安	藤	仁	君
上下水道課長	水	元	良	文君
消 防 長	東	谷	直	樹君
消 防 次 長	松	居	順	一君
消 防 署 長	松	田	光	治君

○出席事務局職員及び総務課職員

事 務 局 長	小	田	桐	克	幸	君
次 長 兼 議 事 係 長 兼 庶 務 係 長	関			孝	憲	君
庶 務 係	喜	田	和	子	君	
総 務 係	水	嶋	篤	市	君	
財 政 係	村	井		涉	君	
行革DX推進係	水	口	祐	太	君	

○会議に付した事件

- 1 一般質問
- 2 認定第 1号 令和3年度森町各会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 2号 令和3年度森町国民健康保険病院事業会計決算認定について
- 認定第 3号 令和3年度森町水道事業会計決算認定について
- 認定第 4号 令和3年度森町公共下水道事業会計決算認定について

◎開議の宣告

○議長（野村 洋君） ただいまの出席議員数は14名です。定足数に達していますので、議会が成立しました。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（野村 洋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議席1番、菊地康博君、議席2番、山田誠君を指名します。

◎日程第2 議長諸般報告

○議長（野村 洋君） 日程第2、諸般の報告を行います。

地方自治法第121条の規定により、議長より説明のため会議に出席を求めた者及び本会に出席の議会職員はお手元に配付のとおりであります。

これで諸般の報告を終わります。

◎日程第3 一般質問

○議長（野村 洋君） 日程第3、これより一般質問を行います。

質問の順序は、お手元に配付のとおりであります。

順番に発言を許します。

議事進行についてですが、質問並びに質疑は会議規則に定める3回の原則を厳守し、内容も要点を簡潔明瞭に行い、答弁につきましても効率的な議事運営への協力をお願いいたします。なお、通告外の事項や質問以外の発言に及ぶことのないよう、当局も含めて不適切な発言についても十分注意されるよう、併せてお願いいたします。また、私語についても慎んでいただくとともに、議場内では議長の指示に従うよう重ねてお願いいたします。

初めに、北海道新幹線並行在来線対策について、幼稚園、小学校、中学校の統廃合について、議席14番、松田兼宗君の質問を行います。

初めに、北海道新幹線並行在来線対策についてを行います。

○14番（松田兼宗君） それでは、通告に従いまして質問させていただきます。

まず最初に、北海道新幹線並行在来線対策についてということで質問させていただきます。3月27日、沿線9自治体と道は、令和12年度末予定の北海道新幹線札幌延伸に伴い、JR北海道から経営分離される並行在来線の函館線、小樽長万部140.2キロがバス転換することで合意され、廃線が決まりました。道と沿線15自治体は、函館線の存廃について小樽長万部と長万部函館147.6キロの2つに分けて協議されてきましたが、森町が関係する

長万部函館は議論が進んでいないのが現状だとされています。事実北海道新幹線並行在来線対策協議会は、昨年4月26日の第8回渡島ブロック会議を最後に開催されていません。今後森町は、砂原線を含めた長万部函館間の路線を存続するのか、廃止するのかの判断が迫られることとなります。そこで、現時点での町長のお考えをお聞きいたします。また、今後議会や町民への情報提供と議論の場を設け、意見集約を図る考えがあるのでしょうか。

ちなみに、8月31日に1年4か月ぶりに第9回渡島ブロック会議が函館において開催されていますが、その会議内容を含めてお聞かせいただければと思いますので、よろしくお願いたします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えします。

2030年度北海道新幹線札幌延伸に伴い、JR北海道から経営分離される函館長万部間については北海道が事務局であり、沿線7自治体の各市長、各町長にて構成されている北海道新幹線並行在来線対策協議会渡島ブロック会議において、JR北海道の現状や各種の情報共有をはじめとして旅客流動調査、将来需要予測、収支予測等の調査が進められてきたところです。

議員御存じのとおり、昨年4月26日開催の第8回渡島ブロック会議では、事務局である北海道から協議会で実施した旅客流動調査、将来需要予測、収支予測調査の結果について報告がございました。この内容は、経営分離後における地域交通の確保、方策を検討するための基礎資料であり、協議会事務局を中心に調査結果の精査や地域ごとの課題整理など、この間進めておりました。そして、先日8月31日に第9回目の渡島ブロック会議が開催され、北海道からさらに精査された収支予測調査などの数値が示されたところでございます。引き続きブロック会議において地域交通の確保、方策の方向性を見だし、今後の地域交通の在り方について議論を深めていく考えであります。

ブロック会議の中では、鉄路を存続する場合一つを取ってもJR貨物列車の在り方の議論やJR北海道からの資産譲渡、沿線自治体の負担割合、さらに調査結果の精度向上など様々な課題がありますが、現時点での情報を基に議会や町民の皆様へ説明を行った上でご意見をいただき、議論を重ね、まずは町としての考え方をまとめたたいと考えております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問ございますか。

○14番（松田兼宗君） 私は、この一般質問出したときの日付が8月5日の日付で出しているわけです。だから、もう1か月近くたっている中で8月31日に9回目の渡島ブロック会議が行われたということで聞いて、急な動きがあったものですから、私も驚いていたところです。しかしながら、8回目もそうですけれども、今回の9回目も満足いくような資料というか、データというのは提供されていないというのが実情だと。新聞報道でも言われているとおりだと、私もそう感じています。その中で、あと2年半のうちに結論を出さなければならないことになるわけです。とすれば、今から今ある情報を提供しながら進め

ていくべきだと、町民の議論の。最終的には首長である町長が判断することになるのでしょうけれども、少なくとも今後将来20年、30年後のことを考えたら、この鉄路をどう生かしていくか、生かしていかないかで相当な責任が課せられることになるのだらうなというふうに思っています。

そして、私今回のいろいろな資料を見ていながら思うことは、さきの長万部小樽間が廃止が決まったわけですが、長万部函館間の問題に関してはちょっと複雑な問題があり過ぎるのかなと。だから、遅れているのだという話はあるのですが、森町の立場として一体どういうスタンスでこの問題を捉えたらいいのかなというふうに考えた場合に、森町だけ、ほかの町は関係ない部分で考えるべきなのか、それとも路線全体を含めて考えるべきなのか、ちょっと迷ったところがあります。そんな中で、八雲、長万部に関しては新幹線の駅ができるわけです。だけれども、ほかの町に関しても関係あるところはあるのですが、森町と鹿部町だけが全く関係ない部分があるわけです。とすれば、独自の考えを打ち出さなければならないのではないかと私考えています。その中で、自治体としてどういう方向で考えるべきなのかというのは、全体的な将来的な負担、自治体の負担を考えればバス転換が最も簡単な話なのですが、ほかの部分を考えて場合、特に駒ヶ岳を中心として回っている砂原線を含めた鉄路というのは、今後観光も含めたことを考えたら重要な位置づけ、活用のされ方ができるのかなというふうにふと思ったりしながらいるわけです。そういうことを考えた場合に、町長はどのようなスタンスでこの問題を考えようとしているのか、それをまずお聞きしたいと思います。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

先日行われました第9回のブロック会議におきましても、基本的には北海道からの先ほど答弁させていただきました各種の情報、調査結果が示されたわけなのですが、基本的には前回第8回のときの資料よりさらに精査といいますか、様々なものを検討し、細かく分析した結果、数字が負担割合として減った部分、さらに負担部分といいますか、赤字部分が増えたパターンというのが様々ありました。基本的には考え方ですとか、あと時間が進むにつれ変化する内容等で今後もそのデータというものは結構変わってくる要素があるのかなとっております。しかしながら、議員おっしゃるとおり、これはやはり早急にその地域に今示されている現状のデータも含めまして説明する機会を設け、早急に町としての立場というものははっきりさせなければならないと思っています。それはなぜかといいますと、やはりこのコロナ禍ですとか様々な経済環境の影響で事業者様が受けている悪影響というものは計り知れないものがあると考えています。結局のところ、これは私ブロック会議でも話しさせていただいたのですが、案を練ったり、いろんなデータを精査しながら、いよいよやるぞというときにそれを担ってもらえるだけの事業者の体力がなかった場合、そもそも誰もできなくなるという状況が本当に考えられるのかなと思います。本当にそういう意味でも早急に、森町だけではないのですが、各自治体の意見といいますか、方向性というものをまとめて、早急に道南でこの長万部函館間のJRをど

うするかということを表示していかなければならないと思っています。

そして、各首長の意見としては、当然まだまだデータを精査して確実なものにしていたかかないと、なかなかそのデータを持って地域に説明できるという状況には持っていきづらいというご意見があります。しかしながら、各自治体が持っている例えば函館北斗間のライナー線ですとか、新聞報道にもありましたけれども、七飯町さんの観光的な要素で維持していきたいという、そういう大きな方向性というのはある程度出始めています。森町といたしましても単に交通の足というところだけがなくならないところではなくて、観光的な要素ですとか、森から森町外に通っている子供たち、高校生です、そういった方々の交通の便とか様々な複雑な事情というものがありますので、現在実証実験を始める町内の地域公共交通、その辺の実証実験も含めた中で、さらにいろいろなご意見というものも出てくると思います。実証実験を始め、来年度から本運行となりますので、その辺も併せて町内として様々な可能性を探るとともに、影響、悪影響を緩和する、そういう施策というものもやっていけるのかなと思っています。

そして、他町との関係というところでもありますけれども、そこは新幹線の駅がないにかかわらず、それぞれの町、大きい駅、小さい駅というものを持っていて、俗に言うフィーダー系というところでそれぞれ町の隅々まで交通の便を維持しなければならない。高齢化が進む中で、自身で公共交通を利用しなければならない状況になる方々もやはり増える状況というのはそれぞれの町一緒ですので、その辺はしっかりと情報共有しながら、意見を合わせていくというのは可能なかなと思っています。

そして、議員の質問の趣旨にあると思うのですがけれども、早急に町民の方々、その前にはやはり議会にもしっかりと説明をさせていただいて、そういう議論を吸い上げる、町からのこういった考えを示す、そういう場をしっかりとつくっていききたいと。次のブロック会議にしっかりとそういうものを反映していけるように努めていききたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再々質問。

○14番（松田兼宗君） 森町の地域公共交通についての会議が開催されて、その中でいろんな話が出ているわけです。今町長のほうからお話があったように、町民の意見を吸い上げるという意味ではその会議を利用するのが最もベターなのかなというふうには私思っていました。実際第4回目、今年の3月23日の公共交通会議の中での委員の発言の中で、期間内に並行在来線などの問題が生じてくる可能性があるため、適宜本計画の見直しや次期計画への反映を検討していただきたいというふうな発言もあったわけです。とすれば、この時点から公共交通の実証実験をやる前の話の中でかなりの話というか、地域における交通網の在り方というか、どうあるべきなのかが検討されている中での話なので、こういう並行在来線も含めて話がすんなり入っていく場所なのかなと私思っていました。ぜひともその辺も含めて会議をその中で進めていくべきなのかなと思っています。

さらに、森町の振興計画の中で新幹線の並行在来線への対応という形で計画にのっていたり、あるいはこれはちょっと別なのかなと思ったりもするのですが、第2次振興計画の中には新幹線延伸に伴う並行在来線の確保という書き方がされているわけです。だから、この辺の見直しもせざるを得ない状況になってくるのだらうなと思う、この2年半のうちに。この計画というのは令和9年度までの計画になっていますから、とすればそういうことも含めて見直すということが今後必要になってくるのだというふうに思っています。

それで、具体的な話はまだなのでしょうけれども、議会での協議の在り方、全協の中でやるというのが普通の流れだと思いますけれども、その日程的な部分というのは考慮されているのか。さらに、最初に言いましたように、地域公共交通会議の中で在来線の問題の議論をするという考えが具体的にあるのかどうなのか、最後にその辺を聞いて終わります。
○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

地域公共交通会議というものの活用といいますか、その位置づけというところをご質問いただいているのかなというふうに捉えました。地域公共交通会議は、地域の交通網、そういう体系をある程度といいますか、町内では権限を持って計画、そして遂行できる会議体でございます。位置づけといたしまして、プロセスの話ではあるのですが、当然会議体を通して議論を深めるということも必要であるとは思いますが、やはりその前に議会のほうにご説明をさせていただいて、一旦町民の方々にも直接町長として今までの経緯ですとか今後の見通しというものを説明させていただいた中で、ある一定のご意見というものを、ざっくりばらんなご意見というものを一度いただくというプロセスも必要なのかなと考えています。当然その結果としてどのような方向性にブロック会議でなるのかというところとの関係性もあるのですが、今後地域公共交通会議というものを活用するというのは必然的な流れになるというところも捉えておりますので、会議体の頭は副町長が担っているのですが、その辺はしっかりと情報共有等々しながら、しっかりと深い議論ができるように体制を進めていきたいと思っております。そして、議会でのその報告といいますか、そういうタイミングというのは、議員おっしゃるとおり、全員協議会等々で現状公表されているデータというものもお示ししながら、ご説明をさせていただく機会を持つと思っておりますので、その辺もはっきり決まりましたら、はっきり決まりましたらというか、全員協議会を開催して説明させていただきたいと考えております。

そして、総合計画にも記載されております並行在来線という表記についてなのですが、計画策定当時の表記というところでは並行在来線というはっきりした表記がされているとは思いますが、その辺を現段階でどうこうというところよりかは、町民の皆様が交通の足として、機能として捉えるというところではまず考えさせていただきたいというふうに思っております。実質のところ並行在来線を確保するのが目的ではなくて、移動の目的と目的をつなぐ交通の足というものがしっかりと整備される、整備するところが総合計画でも本来の趣旨といいますか、目的であるのかなと捉えておりますので、その辺はそのように捉えてしっかりと反映して、各施策をしっかりと進めさせていた

だきたいと思っておりますので、ご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（野村 洋君） 北海道新幹線並行在来線対策についてを終わります。

次に、幼稚園、小学校、中学校の統廃合についてを行います。

○14番（松田兼宗君） それでは、2問目の幼稚園、小学校、中学校の統廃合についてということで質問させていただきます。

7月19日、森幼稚園移設改修工事調査設計業務委託700万円と森幼稚園遊具整備工事850万円が賛成多数で可決され、森幼稚園の森小学校への幼小一体型施設として整備することが決まりました。その決定された理由は、保護者アンケートの結果の意向を受けてのものであるとされています。そこで、今後に予想される幼稚園、小学校、中学校の統廃合において、それが踏襲されるのでしょうか。特に耐震診断結果が出ている駒ヶ岳小学校、今年度内に耐震診断結果が出る尾白内小学校、さらには次年度から全学年複式学級となるとされています鷲ノ木小学校が対象となると考えますが、いかがでしょうか。また、今後急激に生徒数が減少するさわら幼稚園、小学校、中学校も統廃合の対象となると考えられますが、いかがでしょうか。

そして、自治法第2条第14項には地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を上げるようにしなければならないと地方公共団体の事務処理についての原則が規定され、文部科学省においては統廃合に関する基準を1学年1学級以下になった場合をめぐりに統廃合を含めた検討を自治体に求めています。森町の全ての幼稚園、小学校、中学校の保護者の意見を集約するためのアンケートを早急に実施し、教育委員会としての方向性を示すべきであると考えますが、いかがでしょうか。

○教育長（毛利繁和君） お答えします。

森幼稚園の耐震診断結果に係る方向性については、当初建て替え案、耐震改修案、小学校に緊急避難案、さわら幼稚園に統合案、また保護者の意見について、費用、期間、メリットやデメリットなどを保護者に説明してアンケートを行いました。町の考える方向と保護者との合意形成に努めながら進めてきたところであり、保護者アンケートの結果をそのまま反映したということではないということをご理解いただきたいと思います。現在保護者や地域と協議を行っている駒ヶ岳小学校や今後耐震調査結果が出される尾白内小学校についても、調査結果を基に考えられる方向性に対して説明を行い、保護者や地域との合意形成に努めながら進めていきたいと考えております。

学校の適正規模、適正配置に伴う統廃合についてですが、確かに平成25年度以前は文部科学省において学校規模12学級から18学級、通学距離、小学校4キロ、中学校6キロ以内という学校規模の標準が定められておりましたが、平成26年12月、まち・ひと・しごと総合戦略における閣議決定において統廃合や小規模校存続のメリット、デメリットを踏まえながら、各市町村の実情に応じた学校づくりを推進するよう方針が定められ、公立小学校

・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引についてもその旨が盛り込まれたものとなっております。森町でも森町学校施設等長寿命化計画において学校の規模や配置による適正化は、方針に該当している場合であっても今後の児童生徒数の見込みや学校規模ごとの特色、通学距離などの地理的特性などを踏まえた上で、学校関係者、保護者、地域の方と協働して検討を行い、合意形成を図った上で進めていくこととしており、鷲ノ木小学校やさわら幼稚園、さわら小学校及び砂原中学校について、全学年が複式学級になることや人口減少が要因で統廃合の検討をするということは現時点考えておりません。また、森幼稚園、駒ヶ岳小学校及び尾白内小学校については、あくまでも国から昭和56年度以前に建設された学校施設について、児童の安全を図るための耐震化対応の過程として協議を行っているところであり、適正規模による統廃合ありきで話を進めてきたというところではありません。

全国の各市町村においても、学校適正化の検討基準を定めているところ及び定めることを検討しているところは約8%であり、大多数の市町村において各学校の状況について保護者や地域と協議して合意形成を図る自治体が多く、森町においても学校規模適正化、適正配置に一律のルールを決めて線引きをするのではなく、各学校施設ごとの置かれている状況を把握し、保護者、地域の方と情報共有を行いながら、合意形成を図った上で進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問ございますか。

○14番（松田兼宗君） 何度かこの統廃合の問題について私質問した経緯がございます。その中で、今日教育長替わってから初めての答弁をいただくことになったわけですが、率直な感想を言いますと、これだけ詳しく説明していただいたというのは初めてだと私は思っていますので、まず感謝申し上げます。

それで、教育長のおっしゃるとおりで、全くそのとおりだと思うのです。私小規模校をなくせとか統廃合ということは一度も言ったつもりはないのですが、ただ残す場合はやっぱり財政面を考えなければならないから、どうしても残そうとすれば特色ある学校でなければならないのではないのですかという考えなのです。というのは、私もいろんな話を聞く中での一つとして、小規模校に行っていた子が、今は高校生になっていますけれども、なぜ私を小規模校にやったのだと親に言ったというのです。なぜかという、やはり小規模校の弊害なりも当然あるわけです。そして、一番の小規模校の問題というのは、その生徒数と学校全体、学級全体の人間関係、生徒の関係が固定化されてしまうのです、6年間もしくは3年間。そこからずっと抜け出せないでいる形になってしまうわけです。とすれば、クラス替えがある大規模校に行かせてもらったほうがよかったという考えで言ったらしいのです、その子は。

だから、そういうことを踏まえて、学校と逆行というか、本来の小規模校のあるべき姿、そして森にしかない小規模校をつくるべきだと私は考えています。というのは、最近はや

りの言葉というか、聞かなくなっているのが山村留学とかという話も一時期はやりのような、あちこちで行われていた経緯もあるのですが、そういうものを考慮した中での小規模校というをつくるべきなのかなと、残していこうとすれば。ただ、森町の場合、今差し迫った形の3校あるわけです。とすれば、3校全部残せるのかといったら難しいのではないですか。その中で、だから私今回聞いているのは3校それぞれの父兄、生徒とか、その人たちの意見を聞いて決めていければ本当はいいのでしょうかけれども、そういうわけにもいかないですね、行政上。教育行政上はありだと私思います。ただ、地方行政というか、実際の運営を考えた場合にそういうわけにいかない。そのために、最近というか、総合教育会議というものが設けられるようになってきているわけです。町長の意向が反映されるような形のシステムが出来上がってきています。とすれば、今後教育委員会としての立場は、当然教育行政の立場からすると子供たちの意見、地域の意見を尊重したいというのは分かります。ただ、今後その総合教育会議という形の中で町長部局のほうの意向が反映されざるを得ない状況になってくるわけです。とすれば、今後教育委員会サイドとして森町の教育行政をシフトをどっちを取るのですかということをまず聞きたいのです。かなり難しいことだと思えます。

そもそも疑問に思うのは、森幼稚園を小学校に移設するという意向自体は教育委員会自体の考えなのか、それとも総合教育会議の中で話がされて、こういう方向に持っていきましょうというふうに決まったのか。そこどころがどうも見えない。そういうシステムはもう出来上がっているわけですね、教育行政の中に町長部局のほうの意見が反映される形にはなっているわけですから。だから、その辺がどうも見えてこない。その辺いかがでしょうか。まず、その辺でちょっとお聞きしたいと思います。

○教育長（毛利繁和君） ご質問ありがとうございます。

まず、規模、小規模か大規模かという議論があって、よくメリットとデメリットで小規模校なりのメリット、デメリット、大規模校なりのメリット、デメリットが論じられるのですが、そもそも教育には大きく2つの目的があって、それはどこでも変わらないわけですが、日本どこに行っても。1つは、個の資質、能力の向上という、個人の力をつけることです。もう一つは、社会を形成する人としてのそういう経験とか、そういう形成者としての力を高めるといふか、そう考えたときに、この2つを同時に成り立たせるにはやっぱり小規模校なりの限界はあるだろうというのが一般的な考えです。先ほど議員おっしゃられたように、クラス替えとかすることによって、また新しいいろんな多様な考えに触れたり、その中で切磋琢磨できたりということが当然生じてくるわけです。そのことが社会の形成者としてはまず必要だろうというような考えもごございますでしょうし、さっき言ったように今は特に北海道は非常に距離的にも学校が点在している状態で、その中で通学のことも何も考えて、そういう地理的要件等も重なって、なかなか先ほど答弁したように一律のルールで決めるということは難しいです。

そこで、今度はまちづくりとの関連です。では、それぞれこの学校はこういう特色を持

っているのだよというような、そういうトータルした町の戦略というか、そこに合わせての学校づくりというのを考えていけないのかということだと捉えて今これから話するのはですけども、まず総合教育会議については年何回行えというような定めはもちろんないわけで、総合教育会議は首長の町としての教育に関する指針を下ろす場であって、どこに下ろすかという教育委員会でございます。森幼稚園の件については、教育委員の皆さんにもご意見頂戴しながら進めてきたところです。それから、途中お話にあったように、ではこの森小学校への移転というのはそもそも教育委員会としての考えだったのかということ、これが途中で出ました財政面のことも考えて最もふさわしい案だというのは私たちも一応想定して説明会に臨んでおりますし、説明会を重ねる中で保護者の理解もそっちのほうに向かっていったという、たまたま合意形成がうまくいったケースだと思っております。そういう意味では、当初からその案を教育委員会として打ち出した一つであるという、強くというのか、打ち出した一つであることに変わりはありません。したがって、そこら辺の経緯も含めて教育委員の皆さんに諮りながら、教育委員の皆さんはもちろん今の教育大綱、現行の、今年度いっぱい終わるのでですけども、一応それに基づいて意見を頂戴しまして、その方向が望ましいと教育委員の合意も得て進めてきたところでございます。

総合教育会議の今後についてですけども、今年度確実に開くのですが、そういう統廃合とか、先ほど議員おっしゃられた町として特色のある学校になるか、教育機関になるか、学校という限定されますので、学校の縛り外して森町のいろんなタイプの子供に適應できるような、そんな教育機関づくりというのですか、それにぜひ邁進していけるような、そんな総合教育会議の進行を図ってまいりたいと思いますし、それが見えた段階では皆さんにまたお話しすることもあろうかと思えます。どうぞよろしくお願ひします。

○議長（野村 洋君） 再々質問。

○14番（松田兼宗君） ぜひ特色ある森町にしかないという学校を、教育機関をつくらせていただければと思いますので、よろしくお願ひします。

そこで、総合教育会議の話になるのですが、今後開かれることになっていくという話なのですが、大綱自体も今年度で終わりますから、当然年度内にあるのだらうとは思っていましたが、その中で今教育長の話があれと思ったところが1点あるのです。というのは、総合教育会議の運営要綱を見ますと、この会議というのは町長が議長になって進めていくわけです。ということは、町長部局のほうの案件が主なものになるのではないのかと。教育委員会自体のほうの意向というか、議題というか、反映されにくい仕組みになっているのではないかと私ちょっと疑問に思っているところが、制度自体がそうになっているものですから。その辺どうなっているのかなというふうに思って、しっかり教育委員会としての立場を発言というか、していけるのかなと疑問に思っているところなのです。だから、そこで当然森町の教育の責任というのは町長ではないのです。教育委員会ですよ、責任は。と私認識しているのです、教育の部分に関しては、教育行政に関しては。だから、教育委員会がしっかりしていないとまずいのではないかと。特に教育委員と言われる4名、

そして教育長、そして事務局です。事務局がしっかりした形でフォローしていただかないと、森町の教育行政というのは成り立たないのだと私認識しています。そういうことで、最初に言いましたように総合教育会議において実際に教育委員会の意見というのは反映することが、年にそんなにやっていないとは思いますが、いかがなのでしょう。

そして、今後予想される統廃合の問題に対して、教育委員会というよりも町長部局のほうの財政的な問題を含めた中での考えが当然あるわけです。だと私思います。その辺のぶつかり合ったときにどう対処していくのか。その辺が私すごく不安に思うところでもあるわけです、今後この教育会議自体の。だから、教育委員会自体の要綱を見ますと、会議は公開するし、議事録も作成して、これを公表すると書いているわけです。いまだにこれは行われていないのが実情だと私思っていますので、だから不透明な部分があり過ぎる、総合教育会議自体が。というふうには私思っていますので、その辺踏まえていかがでしょうか。教育長のお考えを含めてお聞きしたいのですが。

○教育長（毛利繁和君） ありがとうございます。

まず、統廃合の件については、総合教育会議の方向も受けて、まちづくりと一体になってやっぱり教育のことを考えていくというようなことで進んでいくよう、実は総合教育会議の事務局は教育委員会にあるわけです。ですので、招集はもちろん町長権限なのですが、事前にいろいろと打合せ、協議等しながら迎えるということに変わりはありませんので、そこら辺委員会、私の考えも含めながら進んでいくようにしたいと思っています。

さて、町の教育という責任の母体がどこにあるかということですが、これは自治体です。ですから、教育委員会はその方向性を受けて、もちろん教育に関しては町を飛び越して国だとか道だとかのいろんな縛りがあります。それも踏まえながら、ただ町の教育はどうあるべきかというのはやっぱり自治体で決めて、それに沿って執行していくのが教育委員会というような立場になります。先ほどの総合教育会議の話と絡めると、総合教育会議が実際に動き出したのが平成27年でございます。教育委員会制度の変更に伴ってこういうものが明記されたというか、はっきりしたのですが、より首長の考えというか、それが教育に、つまりまちづくり、教育外しては考えられませんよねということになろうかと思えます。したがって、教育のことも含んで首長、自治体としてどう考えるかというのが下ろされるのが総合教育会議というふうに認識しておりますので、前回の総合教育会議、調べてみたところ平成30年に開かれております。平成30年に開かれた際は、公開はしたというふうに調べはなっています。ただ、公表しているかということについては、公表していないようです。ですので、そのやり方を含めて、今度総合教育会議開くまでの間にきちんと事務局を持っている私ども教育委員会のほうでその公開のことについてもどのようにするか一度検討して、皆さんにどんな話がされているのかということが伝わるような何とか方法を少しでも考えたいと思っています。

今後そのように進めてまいりたいですし、首長をトップとした自治体の教育に対する考

えというのがきちんと執行機関である私たちのほうで実現できるように努力してまいりたいと思いますし、先ほどの答弁の内容にもあったように森町ならではの、そういうことが実現可能かどうかということにチャレンジしてみたいなどは思っていますので、よろしくをお願いします。

○議長（野村 洋君） 幼稚園、小学校、中学校の統廃合についてを終わります。

以上で議席14番、松田兼宗君の質問は終わりました。

次に、伝統的郷土芸能の継承保存及び郷土館の活用について、議席4番、高橋邦雄君の質問を行います。

○4番（高橋邦雄君） 通告に従いまして、質問させていただきます。

伝統的郷土芸能の継承保存及び郷土館の活用について。伝統文化を生かした地域おこしに向けて、地方の時代や文化の時代と呼ばれるように身近な地域を中心として、地域住民の間で地域固有の個性豊かな伝統芸能への活用の取組が急速に高まっています。現在森町には数多くの郷土芸能があり、各団体は保存会を立ち上げ、後世に継承するべく活動されていますが、保存会を維持していくために大変苦慮しているのが現状です。これら郷土芸能を消滅させず継承保存させるためにも育成強化を図り、町の財産として地域全体が協力支援を行い、様々な場所で披露することにより町の活性化の一助とすべきです。地域の伝統文化は町民共有の財産であり、地域の魅力を創出するものです。当町も観光イベントに力を入れていくわけですから、森町のPR財産として助成、支援を行い、継承保存をしていかなければなりません。

また、当町には森町公民館郷土資料室や砂原郷土館などに貴重な文献などが展示されております。現在に至るまでの町の移り変わりなど、町の歴史を後世に伝えていくことが大切です。自然や歴史、産業など地域の教育資源を活用し、将来を担う子供たちが世代間の交流や郷土に対する理解と関心を深める体験活動をより一層充実させる必要があると考えますが、教育長の所見を伺います。

○教育長（毛利繁和君） お答えします。

郷土芸能は、森町の発展や人々の暮らしに関わり、演じられながら継承されてきました。各種イベントや祭典の中でも演じられ、会場に彩りや活気を与えています。昨年度は、コロナ禍により直接的な交流が制限されている中でも友好町である外ヶ浜との交流事業の一環として一部郷土芸能の演奏を映像データとして交換し、それぞれの町で活用、PRするというも行っていました。継承保存につきましても各団体からの要望内容を精査し、可能な支援を行ってまいりたいと考えております。

また、町内に設置しております森町公民館郷土資料室及び森町郷土館につきましては、森地区、砂原地区に係る先人たちの育まれてきた暮らしが分かる生活用具やこれまで町の歩んできた経過をかいま見れる写真など郷土資料を展示している施設となっており、開設以来町民はもとより町外の方々も見学に来られている施設となっております。森町は、先人たちが労苦を重ねた時代があって今日の森町があることに変わりはないものであり、森

町の将来を担う子供たちが過去の歴史を顧みることが非常に大切なことと考えており、町の歴史を理解することで郷土愛が育まれるものと考えております。そのため、各小学校中学年で配付される社会科副読本「学ぼうふるさと森町」を用いながら施設見学を行うことで子供たちの郷土史学習体験の場と考えますので、現在既に行っている出前授業と併せ、学校活動での利用促進を検討してまいりたいと考えております。また、文化財講座を実施しておりますが、その中でも施設見学を行い、郷土史を学ぶ機会を既に設けており、引き続き子供に限らず郷土史を学ぶ機会の創出に努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○４番（高橋邦雄君） 再質問させていただきます。

郷土芸能に関しては、重要性と後方支援していくというような意気込みのお言葉を聞いたことは大変ありがたく思っております。そこで、郷土芸能は地域独自の風習や信仰に基づく地域に根づいたものであり、地域のつながりを強固にするとともに、地域への誇りや愛着をもたらすなど、まちづくりに果たす役割は大きいものと考えております。次世代の芸術文化を継承する子供たちが森町の芸術文化活動に触れて、豊かな心や感性と郷土愛を育んでいける環境の整備が重要だと思っております。文化財施設の有効活用、郷土芸能保存活動への支援を今以上に強固に継続していく必要があります。伝統文化を生かした地域おこしを進めるに当たっては、まずは地域の伝統文化の現在の状況に至るまでの経緯、現在の状況、実務等を詳細に調査し、その上で調査結果を踏まえて様々な対策を盛り込んだ総合的な保存活用計画の策定を行うことが必要と考えております。

また、森町の文化財は、地域の生活様式や文化、歴史が示されているものであり、過去から現在、未来へとつなぐ地域の財産です。このため地域の文化財を適切に保存、活用していくとともに、積極的に情報発信していく必要があります。地域の文化財を次の世代へ継承するためにも展示施設や活動拠点の整備、老朽化が進む施設の在り方について考える必要があります。また、施設の老朽化により整備や改修が必要な箇所が多くなってきていると思いますが、利用される方にとって不便とならないように定期的な点検や補修をしながら利用しやすい施設づくりに努め、施設利用者に関する相談受付などにより各施設の有効活用を目指していかなければならないと考えます。

また、森町公民館郷土資料室の入館者数ですが、令和２年で総数55件、人数が159人、令和３年で総数48件、人数が87人、砂原郷土館においては令和２年で総数167人、その他の利用が116人、令和３年で総数96人、その他の利用が92人と、町内外を含めた多くの方が利用されております。森町の歴史、文化に興味を持たれる方が多くいるわけですから、施設内外の整備などその特性に応じた柔軟な対応を講じることが必要と考えますが、再度お考えを伺います。

○教育長（毛利繁和君） ご質問ありがとうございます。

まず、郷土芸能の保存と支援についてということでは、以前に郷土芸能の保存と支援に

ついてという議案がございまして、指針を一応持っております。それに基づいて、今議員ご指摘のあったような老朽化はしてきているのですが、その有効な利用、活用について、もちろんどのようにしたらいいか努めてまいりたいと思います。今後このことについて、私が今個人的に言うのはふさわしくないかもしれませんが、文化財全体について、あるいは郷土芸能ももちろんそうなのですが、どうあるべきか、それから利用人数が多いとはいえ、やっぱりもっと増やしたいわけです。多くの人に見て、触れてほしいわけです。そうすると、その拠点をどのように考えればいいのかというようなことは私の頭の中にあります。当然意見として皆さんと一緒に協議しながら決めていくべきことだとは思いますが、やはり点在するというよりは、みんなが森町ってこういうところですよということをよく見て、見ることが見やすく、それからそこに触れることが触れやすくということを目標に私たち努めてまいりたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（野村 洋君） 伝統的郷土芸能の継承保存及び郷土館の活用についてを終わります。

以上で議席4番、高橋邦雄君の質問は終わりました。

1時間経過しましたので、10分間、11時10分まで休憩いたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

次に、高齢者ドライバーの免許証返納対応について、議席2番、山田誠君の質問を行います。

○2番（山田 誠君） それでは、私は1点、高齢者ドライバーの免許証返納対応についてということで質問させていただきます。

交通違反歴がある75歳以上の高齢者ドライバーを対象に本年、令和4年5月に導入された運転技能検査、要するに実車試験でございしますが、道内では7月末で441人が受検し、10人が不合格であったということでございます。約2%です。運転免許証の自主返納は、道で令和3年が1万9,000人、令和4年は6月までに9,000人となっております。加齢による注意力の衰えは自覚しにくく、技能検査によりそれに気づくきっかけになればと考えているところであり、高齢ドライバーの免許証返納も増えることは期待されるものでございます。我が森町も森警察署管内取扱い、森町だけで返納者は5年間で147人、年々増加するものと推定されております。

町では、公共交通の実証運行計画が策定され、10月より実証運行を行う予定になっており、3月まで無償、4月からは有償となる見込みであります。高齢者ドライバーの返納者に対する対応を特に考慮すべきであると私は思っております。各種ショッピングセンター、また各種医療機関等々を通過することになっているようですが、乗降箇所については

デマンドバスまでいかないにしても、できる限り利用者の希望に添うような設定を期待するものでございます。一般の方々だけでなく、特に免許証返納高齢者ドライバーの方々の日常生活に支障のないように十分に配慮した取組を行うべきであると思っております。実証実験を踏まえて、よりよいルールを設定すべきと思料いたしますが、町長の所見をお伺いいたします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えします。

以前より高齢者ドライバーによる交通事故等についてマスメディアなどを通じ、目にすることが多くなっていると感じるとともに、年齢を重ねるにつれ運転に対する技術力、注意力などの低下が懸念され、高齢者自ら免許証を返納する状況が増えてくるのではないかと私も推測しております。

さて、議員ご質問の高齢者ドライバー免許証返納者に対しての公共交通での取組につきましては、昨年度策定した森町地域公共交通計画の調査段階における町民アンケート、地域での町民意見交換会の中でも免許証返納後の生活に不安を感じるご意見をいただいたところであります。そして、免許証返納後は、路線バスやＪＲといった公共交通を利用するというご意見も多くございました。そのようなご意見などを踏まえ、計画の施策にございます生活圏となっている町内施設や地区内拠点までのアクセス性を向上させる交通の導入や市街地における主要施設を結ぶ交通の導入に向け、議員ご承知のとおり、10月からの実証運行に向け進めているところであります。運行経路につきましても、運行地区で以前より公共交通をご利用の方や免許証返納後も含め今後ご利用を予定している方のご意見を伺い、参加いただいた町民の方々と一緒に計画させていただきました。

実証運行につきましては、本格運行に向けた乗車人数の把握、停留所の利便性、運行ダイヤの確認など、データの収集が主な目的であることから、その結果を検証し、必要な部分を改善していき、町民の皆様がご利用しやすくなるよう持続可能な交通体系の構築に努めてまいります。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○２番（山田 誠君） 実証運行が今町長が言ったように生活圏となっている町内の施設や地区内拠点までのアクセスを向上するというための交通の導入であるわけでございますけれども、ただ高齢者ドライバーによる重大事故は、これは全国的に依然として多いわけでございます。今まで足となっていた車、免許証の自主返納により足がなくなるわけです。町はその分、完全補完というわけにいかないけれども、できるだけその返納者に対するシステムの向上を公共交通の実証運行について早く決めれることが大事でないかと。事前に準備することが可能ではないだろうか、そういうふうに私は思っております。町長は、今後意見をいろいろいただいて、よりよい運行計画をつくっていきたいと、そういうふうにはやっていますけれども、年々高齢化が進む中で免許証の自主返納者も右肩上がりに増加していることは、これは确实でございます。町長もさっき触れていましたけれども、この

際返納者に支障がないように、これらを含めて実証運行調査を行うべきだと私は思っております。

それで、高齢者の1日の運転頻度、これ防災交通課のほうで調べているかどうか分かりませんが、1週間で毎日乗っている方が51%もいる。それから、3日以上が18%、それから2日以下が26%、あと運転しない方が5%。この前も私森警のほうにお邪魔していろいろ聞いたのですが、森警も高齢者の免許返納には相当期待しているようです。事故起きてからの対応は大変だということで、そういうふうな考え方を持っているようです。これは、森警察署だけでなく函館の赤川の試験場でも返納を受けているというふうに伺っていますけれども、そちらに電話しても返事いただけなかったので、森警だけで先ほど報告したとおりでございますので、それを今後いろいろ含めて実証運行調査を行うべきだと私は思っていますけれども、いかがでしょうか。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

議員ご質問のとおり、今後免許を返納して自身で運転しないとご判断される方というのは本当に増えると思っております。当然ながら地域公共交通の試験運行の中で様々なことをご意見としていただく予定なのですが、考える要素の一つとして免許を返納してしまったから、もう家から出ないかなと、こうなってしまうないように、まだ実証実験の段階ではありますので、ダイヤですとか便数ですとか、そういったところから調整というのは進んでいくのかなとは思っておりますけれども、家から出て、免許を返してはしまったのだけれども、いろんなところに毎日出かけてみたいと思えるようなまちづくりをやはり同時に進めていかなければならないと思っております。そのためには、森町は砂原の沼尻から石倉のほう、濁川のほうまで本当に幅広くエリアがございますので、中心地、例えば病院ですとか公民館ですとかというところだけではなくて、本当にいろんないい場所ありますので、森町に住んで高齢者の皆さんがはつらつと、生き生きと暮らしていけるような、そういった拠点も整備しつつ、その拠点間をつなげる地域公共交通というビジョンもしっかりと持って、まちづくりの一環として計画して進めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再々質問ございますか。

○2番（山田 誠君） 非常に前向きな答弁でございますけれども、高齢者の免許証の自主返納がこのような扱いをされますよということが森町町内に話が飛び散ると、ますます返納者が増えてくると。それで、今後の話ですけれども、多分先ほどのJRの関係もそうだし、函バスさんもそうですし、乗っている方がほとんどいない。あの大きいバスに3人か2人。知内さん辺りはデマンドバスなのです。だから、非常に町民から喜ばれているのです。森は、公共交通の関係で今データを収集ということでございますけれども、できるだけそういうものを早めに作成して、森町の交通事故の撲滅対策にもつながると考えられますので、ぜひ今回の実証実験の中で方向性を見いだしてもらいたい。特に今町長触れま

したけれども、砂原5丁目、彦澗のほうですけれども、バス停まで行くとなると浜の方々
は500メートルぐらいも歩かないと、とてもではないけれども、今の年寄りには歩けないで
す。そうすると、どうなるかという大変なことになるのです。だから、知内さんが大変
好評だというのはデマンドバスで歩いているということなのです。買物もそうですし、医
療機関もそうですし、そういうものをやっている。だから、今後実証実験で4月まで無
償で、4月以降有償になったときにそれらも含めたデータを収集して、変わったからまた
委託するよ、変わったからまた委託するよでなくて、1回の公共交通の実証運行に全部デ
ータを入れて完成するものをつくっていただきたい、そういうふうに私は期待しておりま
すので、再度町長の考え方を伺います。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

繰り返しの答弁にはなってしまうのですが、実証実験をスタートさせる中で便数
ですとか決められたバス停の位置ですとか、そういったものの調整からまずは始めさせて
いただく中で、当然いろんなご意見というものが本当に出ると思います。まずは無料の期
間がある意味町民の皆様にご利用していただいて、現在のコースの利便性も含んだところ
で様々なご意見というものも当然出ると思いますし、アンケート調査の段階ではうちの職員
が乗り込みまして、直接お聞きするという形を取らせていただきます。その中で対話式で、
ただ単にアンケートを渡して書いてくださいとかではなくて、対話式でご意見をいただく
という中では、本当に多様な意見をお聞きすることができるのかなと考えています。

そして、地域公共交通を事業者様が設計するといいますか、運用する中で、本当にいろ
いろな仕組みというか、事業者様もいっぱいいらっしゃいますし、事例もたくさんござい
ます。デマンドからはじめ、様々な最新技術を活用した使いやすい技術というものも本当
にたくさんございますので、様々な状況を勘案して、可能な限り利便性のいい、そういう
公共交通を維持していきたいなと思っております。

当然今回の実証実験の中で自由に乗り降りできる、そういう区間というものも設けてお
ります。これを設定できるのは、交通量が少なかったりですとか様々な条件がございます
ので、人口減少進み、様々な交通の量とかが減ってくるのと併せて反比例的にそういった
許認可も下りやすくなるのかなと考えておりますので、その辺はしっかりと今後の地域公
共交通の計画の見直し、そしてグレードアップ、そういったものに生かしていけるのかな
と考えておりますので、その辺はしっかりとやらせていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 高齢者ドライバーの免許証返納対応についてを終わります。

以上で議席2番、山田誠君の質問は終わりました。

次に、市街地の現状と地域活性化対策について、議席8番、東隆一君の質問を行います。

○8番（東 隆一君） 通告に従いまして、質問させていただきます。

JR森駅前から中心市街地は、町の街路事業計画に基づき9年の歳月をかけてヨーロッ
パ風の新しい商店街が形成され、今年で約22年になりますが、市街地は今でも金融機関、

医院、役場、商業、公益施設が集まり、住民の日常生活を支えており、森町の顔でもあります。しかしながら、近年の消費者の生活様式、また人口減少、大型店の進出等、商店街の環境は日々厳しさを増し、閉店した店舗はシャッターを下ろしたまま開かずの店舗が多数占めているのが現状であります。町長も長く商業に従事しており、長く商店街を見られて、シャッター店舗には考えるものがあるかと思えます。第2次森町総合開発振興計画において、商工業計画の中で住民の日常生活を支えながら、観光客に親しまれる商店街が増えるよう支援するとありますが、町長ははや2年たちました。以下、お尋ねいたします。地域商業の活性化のため支援施設整備の計画をどのように検討しているのか、町長の所見を伺います。

○町長（岡嶋康輔君） お答えします。

中心市街地の拠点であるJR森駅前周辺地区の商店街は、地域の商業集積エリアであるとともに、地域コミュニティの拠点としての役割を担ってきましたが、時代の変化による人々の価値観やライフスタイルの多様ななどの外的要因と店主の高齢化や後継者不足等による内的要因が相乗して空洞化が進み、中心市街地の拠点として魅力や活力が低下していると考えられます。再度地域商業機能を充実させ、地域住民や観光客が集い、活力あるまちづくりを進めるため、定期的、持続的に市街地へ行く機会をつくるイベントの実施や公共交通機関等で市街地に来た高齢者や体の不自由な人たちも楽に移動できるシステムづくりなどの支援整備、商店街全体をスーパーに見立て、利用者の利便性向上を通じて市街地を訪れる人の増加につなげる取組や学生、関係団体等が連携し、若者の柔軟な発想を商店街づくりに取り入れるなど、地域の持続可能な発展に向けた商店街づくりを検討していかねばならないと考えております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問ございますか。

○8番（東 隆一君） 今町長から答弁いただきまして、その中に私一般質問の提出日から半月ぐらいたちまして、本日一部マスメディアの地域話題欄に大きく報道されました。本日の朝刊です。その中で、空き店舗が目立つ商店街について長期インターンシップの学生さんの発言で幅広い世代の人の流れと町外の人々の森町で商売を始めるきっかけとなるとあります。町長も課題を解決するために様々な提案をしてもらい、胸いっぱいになった、具現化できるように頑張りたいと、このようにおっしゃっております。商店街につきましては様々な問題点があるかと思えますが、町長の若さと行動力で切り開いて具体化へ向けて早急に検討していただきたいと、そのように考えますが、問題点を考える場合、やれない理由を考えるのではなくてやれるほうの考えで進めていけば一つでも前に進んでいくと思えますので、町長の答弁ではないですけれども、ある答弁をよく聞きますと、やれない理由を考えるわけです。やれない理由ではなくて、やれる理由を考えればいい話であって、やれない理由だったらそんなものの時間のロスなわけですから、その点もう一度町長の具体的に何をやるのかというのを一つでも、具現化に向けて町長の決意を一つでもいいで

すから、これはもうやっていきますよと、やりますよという部分を一つだけでもおっしゃっていただければ前に進んでいるのだなというように町民も受け取ると思いますので、そのところいかがでしょうか。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

決意とご質問をいただきましたので、一言お話しさせていただきたいと思うのですが、就任当初より私話しております挑戦者あふれるまちづくり、これが全てにおいて根本に私はございます。その中でも最近大学連携で本当にいろいろな若い学生さん、若い人たちがこの森町に来ていただいています。来るばかりではなくて、この森町でいろいろなことをしてみたい、ましてや授業の枠を超えて独自にもう一回森町に来ていろんな課題解決をしたい、もっともっと魅力に触れたいと言っています。彼女たちを通じて、この森町の課題を私は本当に価値に変えていきたいと思っています。森の駅前の商店街のシャッター街化といいますか、見た日本当にどんどん、どんどん寂れていくような、そういうイメージがどうしてもあるのかなと思う中で、今後そういった若者たちの活動というものがはっきり目に見えてくると思います。当然それに感化されて様々な動きというのも出てくると思います。行政が直接何かするというところではなくて、私は彼ら、彼女らが活発に活動できるそういったプラットフォームといいますか、活動できる環境というのを整備していくのが第一だなと考えています。

そういう中でも今後様々な環境の変化というのもございます。並行在来線の会議でもそうですね、今まで普通にあったものがなくなってしまう、そういう議論の中で、課題感ではなくてそれを生かして人を集める要素に転換する、そういった発想を私は積極的に町長として打ち出していきたいと考えています。終わりのない話ではあるのですが、しっかりその辺は外部の挑戦者と言われる方々と協働してこの森町のまちおこしをしっかりと行っていく、決意としてはそのようにお話しさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再々質問ありますか。

○8番（東 隆一君） 今決意を聞きましたけれども、具体的に何をするかという部分は伺えなかったのですが、これから徐々にそれはやっている、徐々にというよりも早急にやっていただきたい、一つでも前に進めていただきたいと思います。

実は、第2次森町総合開発振興計画の中に、序論の中に定住意向の年代ごとの比較、町民、中学生アンケートという中で、町内定住を希望するという中学生が30%いるわけです。Uターン希望者、中学生のみが37.7%、全部で6割の方が森町に住みたいと。行く行くは住んでみたいと、住んでみたいというか、また帰って、Uターンしてみたいと、Uターンしたいのだというのがもう6割占めているわけです。これからは要するに森町を支えていくこういう中学生等が、高校生なんかもそうなのですから、森町に帰ってきたいのだというような形の意見が6割もあるわけですから、これから森町を担うわけですから、その子たちのためにもぜひとも町長の若さと行動力で一歩でも二歩でも前に進めていただい

てやっていただきたいなと思いますので、その子たちの希望を持てるようなまちづくりをしていただきたいと思いますので、そのところをもう一度、繰り返しになりますけれども、決意のほどをお願いいたします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

改めてお話しさせていただきますと、人口減少というのは避けられない流れだと思えます。確実にある程度減っていくという考えの中で、やっぱりどうしてもいろんなものが古くなったり、老朽化したり、そして今まであったものがなくなったりとかというマイナス方向の環境の変化というのは当然起こると思えます。しかし、だからこそ本当に若い人たち、挑戦者たちを集めて、彼らが活躍できる。その活躍をみんなで共有、共感できる、そういう仕組みをしっかりとつくっていききたいし、そういうふう感じてあげられる心を私も町長という立場ではありますけれども、彼らに寄り添って、投げかけて、一緒にまちづくりを行っていきたいと考えています。人づくりというところにもなるのですけれども、すぐに効果が現れるというものでもなく、まずは本当に彼ら挑戦者がこの町内の町民の方々とどのように親和性を持って、この町で住んで活躍し続けられるかというところを私はしっかりとお支えしていきたいと考えております。重ねての答弁にはなりますけれども、町長としてできる限り一生懸命頑張っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 市街地の現状と地域活性化対策についてを終わります。

以上で議席8番、東隆一君の質問は終わりました。

次に、気候非常事態宣言について、議席12番、木村俊広君の質問を行います。

○12番（木村俊広君） 通告に従いまして、質問させていただきます。

気候非常事態宣言についてでございます。森町では5つの宣言をしておりますが、その中の一つに気候非常事態宣言がございます。近年世界各地においてこれまで経験したことのない酷暑、短時間集中豪雨、季節外れの台風など各地で異常気象が多発し、多くの災害が発生しております。そして、世界の温室ガス排出量は今もなお増加を続けております。地球温暖化による気候変動は、本町にとっても極めて深刻な脅威であり、今こそ危機感を共有し、町民一体となって行動を起こさなければなりませんという内容の宣言であります。森町では、京都議定書やパリ協定などを基に森町地球温暖化対策実行計画を平成29年に策定し、森町役場の事務及び事業により排出される温室効果ガスの削減のため、二酸化炭素排出量を算出し、28年度排出量を基準とし、令和3年度には5%の削減をするという目標を設定しました。結果については、令和2年度の結果が1.3%減でしたので、厳しい状況だったのではないかと考えております。令和3年度までの実行計画でしたので、また新たな目標を設定し、実行していかなければなりません、どちらかといえばこれまでの取組は特に削減のために何か特別な取組をしたというわけではなく、自然体でどのような状況になっていくのかを確認したというところだったと思っております。今後の取り組み方については、官民一体となった取組へと移行していかなければ大きな結果を得ることは難しい

と考えております。これまでの取り組んできた結果と今後の取り組み方についてのお考えをお聞かせください。

○町長（岡嶋康輔君） お答えします。

森町では、これまでの温暖化防止対策への取組として、森町地球温暖化対策実行計画の遂行とともに、防犯灯のLED化や森町住宅用太陽光発電システム補助金、公用車のハイブリッド化、また10月に運用開始を予定している鷲ノ木小学校での蓄電設備を含めたオンサイトPPA事業などを実施して、二酸化炭素排出量削減の取組や再生可能エネルギー利用促進などを行っており、令和2年度には北海道で初となる森町気候非常事態宣言を行いました。今後の取組については、森町地球温暖化対策実行計画の遂行をはじめ、国、北海道、町全体で温暖化防止対策の認識を持たなければならないと考えております。その上で町内の企業や団体、町民の皆様と温室効果ガスの削減に係る運動や森林の適正管理、ブルーカーボンの調査研究などを官民一体となって推進し、脱炭素と産業振興の両立を図ってまいります。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○12番（木村俊広君） 決して自然体ではなく、それなりに取り組んできたというお話だったと思います。これまでも町長の口からカーボンニュートラルというお話常に耳にしていたわけですが、これは町長が前向きに進めていく、その意思表示の表れだったのではないかなというふうに考えております。それで、いろいろやってきたわけですが、さらに抑制を図るためにはどんなまちづくり構想を描いていくか考えていかなければ、よりよい結果を見出すことがなかなか難しいのかなと思うのですが、探れば探るほど深みにはまって身動きができないような、そういう状況になっていくのかなという、そういう部分もはらんでおります。しかし、今この状況に至っては足踏みしている場合ではなく、できることからすぐに着手していく必要があると考えております。

今現在いろいろ世界的に考えられているわけですが、海洋でのCO₂の吸収するポテンシャルは相当なものがあるということで、これ皆様も承知のことだと思いますけれども、海中に藻場形成させることによりさらにその能力を高められる。これは、数年前から前浜で投石事業を行っておりますけれども、この事業をさらに拡大し、継続的に行うことにより前浜でのCO₂を吸収する能力が格段に向上するものと思いますが、また磯焼け対策にも寄与するというので、いいことづくめなのではないかなと。今後の取り組み方について、この件についてどのように考えているのかということをもまず1点質問したいと思います。

また、環境問題にいち早く取り組んでいるのが自動車産業業界ではないかと感じております。そして、環境に対する企業の取り組み方によっては企業成績とは別の次元で評価され、新たな成長産業としての期待値として企業の時価総額となって表れております。ほとんどの大手自動車メーカーは、2030年から40年代にはガソリン車からの撤退を表明してお

ります。しかし、日本国内においてはE V車の普及率は2%以下となっており、世界的には完全に出遅れている状況となっております。その大きな要因の一つとして問題視されているのが急速充電ステーションが圧倒的に少ないということであります。

そこで、ほとんどの町民の方々がほぼ毎日使用している自動車に焦点を当てて取り組んでみてはいかがかと思いました。やはり身近なものでなければ実感も共有もできません。官民一体となって化石燃料から電気への転換をしていく、面白い試みだと思うのですけれども、具体的に何をやるかということになると思いますけれども、まず役場関係車両、更新時には基本E V車を購入する。E V車を購入する町民、事業者には充電設備の助成をする。町内に10基程度の急速充電器を設置する。町内公共施設に無料の普通充電器を設置する。ここからが問題です。財源は、町長が自動車メーカーを訪問し、企業版ふるさと納税のお願いをし、集めたものを事業費に充てたいと考えております。企業が自治体に寄附した場合、損金算入という形で約3割が減税されます。さらに、企業版ふるさと納税の寄附金額の6割が法人関係税から税額控除されますので、企業は最大で寄附額の約9割は軽減されます。ですから、企業は安価にE V化を前進させることができ、企業イメージも向上することができます。町も気候非常事態宣言の町として温暖化対策を前進することができるというウィン・ウィンの関係、またこのような取組をすることにより企業とのパイプもでき、企業誘致となる可能性も生まれるかもしれません。ぜひ前のめりで取り組んでいたきたいと考えますが、いかがでしょうか。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

非常に幅の広い話になってしまうのですが、私は基本的にはこのゼロカーボンの流れ、もう国のほうで2050年までにゼロにしますよと方針が出ています。その方針に逆らって、どこかの自治体だけがそんなことやりませんなんて話にはもう絶対ならない状況でございます。タイミングは別としても必ず日本国中がその方向に行く流れの中で、先ほど議員のご質問の中にもあったのですが、守りの姿勢ですと本当にどんどん深みにはまっていくと思います。どちらかという、二酸化炭素排出、いろんな新しい設備投資をしなければならない。法改正が進んで、今までできたこともできなくなってしまう。自分たちの産業の仕組みを本当に変えなければならないのではないかという負担感でいっぱいだと思うのです。ですけれども、そこはやっぱり行政が一步二歩先に踏み出して、このゼロカーボンの流れを本当に私は産業の振興に生かしていけると思います。議員のお話の中にもあったように、昆布というものの二酸化炭素の吸収量、これは今海洋の中でも抜群であるというところがもう明らかになっています。木を切って、使って、植えて、そのサイクルをちゃんとしていきましょうという森林の適正管理というところでも森町は十分ポテンシャルがあると思っています。その中でいろんな仕組みがあります。排出した二酸化炭素、それをクレジット化、売買できる仕組みというのももうあります。仕組みがもうありますので、そこはしっかりと活用して、産業の中で自分たちが生んだ価値、負担感ではなくて、産業をこういうふうに変えていくのだということを経済価値に変える仕組みに、手段に

私は使えると思いますし、これは行政が先頭を切ってしっかりとやっていかなければならないと思います。

その中でも、先ほど議員もおっしゃっていたとおり、企業版ふるさと納税、これは非常にすばらしい制度だなと私も思っています。町長が自ら打ち上げた政策、公約を町長が資金を集め、政策を外にセールスして新たな価値を生み、それをさらに町外の方々に評価して広めていただいて森町を宣伝していく、一石二鳥どころか三鳥、四鳥あるのかなと思っています。その辺の仕組みもしっかりと生かして、このゼロカーボンに向けた流れを負担感だけではなくて産業振興にしっかりと生かしていきたい、そのように考えております。まだまだ現段階では森町ゼロカーボンシティ宣言も出せていないところではございますので、その点もしっかりと含めまして森町全体で、行く行くは森町の行政も一般町民の方も事業者の皆さんも、漁業者も農業者も林業の皆さんも、しっかりとこの現状を負担感ではなくて価値に変えて森町の魅力として取り組んでいけるような、そのような施策をしっかりと打っていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再々質問。

○12番（木村俊広君） 大変前向きなお返事をいただきました。ただ、具体的に何をやっていくのか、これは重要な問題でございまして、実は企業版ふるさと納税も期限がありまして、令和6年度までという期限がついております。これに向けて、私さっき車の話をさせていただきましたけれども、具体的に何をやるかというものを挙げてもらわないとなかなか実行していけない。これはやっぱり大きな大きな町長の決断だと思いますけれども、これを6年度の期限までにやらないと、企業からの支援もなかなか受けづらくなると。そこを認識して、しっかりと進めてもらわなければならない。私矢沢永吉とか木村拓哉さんとかめっちゃめっちゃ大好きなのですけれども、テレビでよく聞くのですけれども、やっちゃえ。やっちゃえ、森町。やっちゃえ、岡嶋。このキャッチフレーズで進めてもらえればなと思うのですけれども、もう一度、町長、お願いします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

本当に議員おっしゃるとおり、制度がいつどういうふうになるか、そして期限のある企業版ふるさと納税、いろんな検討はされているところではあるのですけれども、この企業版ふるさと納税を使って町の施策を外に打っていくというのは活用のしがいがあると考えています。先ほど議員おっしゃった各自動車産業に対するゼロカーボンへの町内の動きを企業版ふるさと納税で売り込んで、寄附をいただいて施策に反映していくというのは具体案でございますし、非常に検討の余地のあることだなと考えております。そのスキームを使って、違う事業者さんにもいろんな投げかけができると考えます。まち・ひと・しごと総合戦略策定会議の中での承認は必要ではあるのですけれども、私もしっかりとその会議に参加というのはなかなかあれなのですけれども、企画振興課がその旗を振っておりますので、しっかりと情報共有して、攻めの姿勢で進んでいきたいと考えております。

頑張っちゃいます、森町。どうぞよろしくお願いします。ありがとうございました。

○議長（野村 洋君） 気候非常事態宣言についてを終わります。

以上で議席12番、木村俊広君の質問は終わりました。

昼食のため午後1時15分まで休憩いたします。

休憩 午後 0時03分

再開 午後 1時15分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

◎会議録署名議員の追加指名

○議長（野村 洋君） 会議録署名議員の1名が早退されたために、ここで会議録署名議員の追加指名を行います。

議席3番、佐々木修君を指名します。

◎日程第3 一般質問（続行）

○議長（野村 洋君） それでは、始めさせていただきます。

次に、庁舎壁面の活用について、議席10番、宮本秀逸君の質問を行います。

○10番（宮本秀逸君） それでは、通告に従いまして質問させていただきます。

庁舎壁面の活用について。全国の自治体の中には市役所、町村役場庁舎等の外壁、内壁を使って様々な情報を伝えたり、住民のアートを外壁一面に表現したりと工夫してまちづくりに努力している自治体を数多く見ることができます。当町においても、役場庁舎の壁面の活用を増やすべきだと考えます。町内児童生徒のスポーツ等での活躍、書や絵画の貼り出し、森町出身者の活躍を応援する垂れ幕、特産品の紹介、コロナ対策や町の政策の周知等々が考えられます。人口減少が続く地方自治体であって、行政と住民との関係をより身近に感じ、活性化を図るためにも有効と考えます。町長の所見を伺います。

○町長（岡嶋康輔君） お答えします。

議員ご質問のとおり、壁面を活用しての応援や町のPRは全国でも事例があり、地域活性化を図る手段としてとても有効であると考えます。町では、これまでも町内児童生徒や町出身者の活躍については町の広報紙を用いて広く周知してきております。場合によっては懸垂幕を利用し、町民の皆様にお知らせしたケースもございます。また、書や絵画、陶芸などは町内団体で多岐にわたり公民館、ロビーなどを活用し、展示も行われております。

さて、先日8月22日の議会全員協議会でお知らせさせていただきました公民館、役場庁舎の建て替えを今後検討していく上で、既存施設については緊急的な修繕や町民の皆様の利便性向上などを目的とした改修などを除き、基本的には手を加えていくことは極力控えたいと考えておりますが、今後はICT技術などを取り入れ、プロジェクション

マッピングやVRなどを活用し、庁舎に限らず公共施設を利用した地域の活性化に努めてまいります。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問ございますか。

○10番（宮本秀逸君） 私これ前から考えていたのですけれども、その発端となったのが新聞によく町長が例えばスポーツで頑張った児童生徒を激励されたり、報告に来たりという場面があったりとか、さらにはポスターを貼り出す選挙の掲示板がありますけれども、あれは1回使ったきりで廃棄されるのです、取りあえず。裏面が真っ白なのです、あれは。それで、昔はベニヤ使っていたのですけれども、今は木材でない材質を使っているみたいなのです。もったいないなというような感覚が元からありましたし、何か利用できないかなど。そういったときに例えばそれに子供たちに何か絵を描いていただくとか、書を書いていただくとか、今再利用の時代でございますから、みたいなことを総合して庁舎壁面という考えに至ったわけなのです。いろいろ調べてみますと、大規模に一面を使って絵画を貼り出すというよりも壁面に描いたりとか、いろんなことをやっているのがネットでもすぐ調べることができました。どうやって行政と住民とが身近な存在になっていけるかということ常を頭に置いておかなければならぬと、このように考えましたので、例えば自分の子供の書がそこにあたりとか、絵があたりとかというようなことになると、そこに来られる方、父兄はもちろんでしょうけれども、すごく行政との親近感が湧くのではないかと、こんなふう思うのです。

まちづくりの空気をどうやってつくり上げていくかということが非常に大きな課題だと私は思うのです。常に目に触れていますと、それが可能になってくるのではないかと思うのです。といいますのは、町民憲章ございますけれども、役場の職員の方々、私も議員として町民憲章みんな覚えているかということになりますと、誰かそらんじて全項目言えませかみたいなことを質問したとしたら、恐らく何人もいないのではないかと思うのです。大体こういったことを書いてあるなということは、だけれどもみんな分かるわけです。恐らくこういった内容だろうというのは。それでも十分だと思うのです。目に見える存在であるということが非常に大事だと思うのです。それで、前は気候非常事態宣言の看板を早く立てましょうみたいなことを申し上げたことがあったのです。常に私たちが目に触れていると、そういう方向にいけると思うのです。今般亡くなった京セラの会長も、自分がそういう立場にいれるかどうかというのが非常に大事だみたいな話をされておりました。それは、やっぱりそれを見て私たちがそういった気持ちになれるかというようなことに尽きると思うのです。

先ほど同僚議員から気候非常事態宣言について様々なお話がありましたけれども、私今日新聞読んでいましたら、ちょっと話長くなって申し訳ないのですけれども、グリーン水素という話がございました。ソーラーでできた電気をそれを水素に変えていくという発想で、現実に山梨県が県モデルとして真剣に今取り組んでいる状況なのです。森町もやはり

他町に先駆けて次の時代をつくっていかなければならぬと、こう思っているのです。それができるのが森町の恵まれた環境であり、岡嶋町長の今後の使命であろうと勝手に私ども決めております。今さら申し上げるまでもなく、森町はソーラーはこれだけ重要としてきましたし、それから濁川の地熱発電なんかも当然全道に1か所しかありません。かなり存在感のある町でございますから、さらに輪をかけてまちづくりを進めていくためにはぜひこういう打ち出しといいますか、町民に対する周知の方法も考えて、積極的に取り組んでいくべきだと、こんなふうに思います。決して大金がかかるわけではありませんし、作るほうも、そこに展示してもらおう方々もお願いすれば幾らでもやってくれるのではないかと思います。子供さんなり、それから高校生なり、いろんな立場の人たちがやれるのではないかと。

そして、グリーンカーボンの話を先ほど町長もやられましたけれども、50年までにゼロを目指す。なかなか進んでいかないのが現状だと思うのです、実際に。住民一体となって進んでいくためには、あえてそういった強力な打ち出しをやっていかなければならぬ。そういった意味でもやっぱり庁舎の壁面利用というのは有効な手段だと、このように思うのです。時代毎日毎日変わっていくわけでございますから、新しい庁舎を今構想されていると思いますけれども、その庁舎を待つことなく、今ある庁舎を利用させていただきたいと、こんなふうに思うのです。殺風景な外壁ではこれは面白くないです、町長。いかに住民の方々が町政に対して関心を示してくれるか、あるいは和やかな気持ちになれるかというのは目に訴えるのが一番だと思いますので、貼り出す、あるいは垂れ幕なんかもそうですけれども、必要だと思うのです。もう新しい庁舎になっているから分かりませんが、鹿部町で伊藤選手が名のりを上げたときに、すぐ役場でああいう大きな垂れ幕を下げてくれました。ああいったことをやりますと、やっぱり町を挙げて応援しようみたいな気持ちにもなりますし、近隣の我々としても何となく誇りに思えるわけです。そういった外への影響も考えて、これはすぐ真剣に取り組んでいただきたいというふうに思うのですけれども、いかがでしょうか。もう一回お願いします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

今ある施設に関しましては、先ほど答弁させていただきましたとおり、今後の計画等々もありまして、様々な問題といいますか、現時点でどこまでできるのかというところは検討させていただいて、より有効に活用することというのは多分考えていかなければならないと思います。新しく設計する新しい複合施設をどのようにデザインするかという要素の中では、議員おっしゃるとおり、町民と行政ですとかそれぞれの立場の違い皆さんがあらゆる複雑な目的のために訪れる施設になると思いますので、そこでみんなが一つになって様々なことを検討したり、話題として持ち合えるような、我々も含めて、議員の皆様も含めて集える、そういう施設を設計していく、複合施設の利点はそこにあると思います。

垂れ幕等々の話もあるのですけれども、実際過去に公民館に垂れ幕でしたか、公民館に垂らしたときもあったのですけれども、様々な設備的な影響といいますか、風が吹けばい

ろいろたなびいたり、壁に打ちつけになったりとか、そういった課題を解決できるような、垂れ幕を前提としたそういう施設、設備というのでも検討できると思います。現行といたしましては、極力空いているスペースを例えば作品を展示するためのそういうスペースに活用するというのは、当然これは検討できる場所だと思いますので、関係部局と調整しながら、より柔軟に検討していくように指示はしたいなと思います。

議員おっしゃった中で関係性を目に見えるものにしていくというところ、これは非常に大事なことだと思います。今のこの施設というところでどこまでそれができるのかというのは限定されるものもあるのかもしれないのですけれども、新しい施設を整備し、設計する段階ではぜひその要素というものをしっかりと組み入れて、新たな施設整備というものを考えていきたいと思います。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再々質問ありますか。

○10番（宮本秀逸君） ぜひ前向きにお願いしたいと思います。それこそ午前中の質問ではないですけれども、やれると、やるという方向で決めていただければやる方向にいくと思いますので、その点はぜひお願いしたいと思います。

これは私自身を戒めるつもりでも申し上げますけれども、ピンチはチャンスだというふうによく言います。誰しものがこの言葉を知っています。子供から大人までみんなが知っている言葉なのですけれども、本当にピンチをチャンスと捉えるかどうかというのは、おのれ自身にかかっていると思うのです。おのれの立場、自身にかかっていると思うのです。非常に難しい言葉で、自分もこういった言葉ですと身が震えるような気持ちにもなるのですけれども、森町はあと15年もしたら恐らく今のペースでいったら1万人くらいにもなるでしょうし、人口はどんどん、どんどん減り続けていくわけでございます。本当にこれをピンチをチャンスと捉えていくかどうかというのは、今後の町長の発想なり、腕次第だと、こんなふう思うのです。

隣の厚沢部町では「素敵な過疎づくり」という標語をつくっています。過疎をかえって逆手に取って生かしていくような言葉だと私も思っているのです。すごくうまい言葉考えたなというふう思うのですけれども、それと同じように今の森町を、これだけ恵まれた森町を、産業的にも環境的にも恵まれた森町をこれ以上衰退させないで維持していく、あるいは発展させていくというときに本気でそう捉えるかどうかというのは、これはやっぱり町長自身にかかってくる問題ではなかろうかと、こんなふう思うのです。それが全ての人たちに波及していきますし、もちろん私たちもそれは気をつけていかなければならぬことです。そういった意味で目に見える形で訴えていくということを、今仕事の面でも見える化が大事ですよみたいなことよく言われます。同じことだと思うのです。そういった意味で、ぜひ庁舎の壁面利用というのは考えていただきたい。それも金をかけないです。この古い今の庁舎を利用するのであれば。

先ほど同僚議員と話ししてましたら、例えば高校生に書を書いてもらう、絵を描いて

いただくみたいなことをお願いすれば、それはすぐ応じてくれるのではないかみたいな話もしていましたし、それから中学生も小学生も保育園の子供もそうだと思いますけれども、自分の絵がそこに貼り出されるとかいうことになりますと、親も当然喜ぶわけですし、本人たちも森町に対して愛着がさらに深まってくるのではないかと、こんなふうに思うのです。そういった意味で、ちょっとしつこいようではありますが、私申し上げました。金のかからない方法でぜひ取り組んでいただきたいと、こんなふうに思います。素晴らしいアイデアを持った方々が森町の中に何人もいらっしゃると思いますので、そういう感じでいかがでしょうか。ピンチはチャンスと捉えていただきたい、こんなふうに思いますけれども、もう一度お願いします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

外壁をといて考えてみますと、非常に……できない理由を言うべきではなく、どうやったらできるのかということ部局と考えると、ちょっと検討してみたいと思います。ただ、内側でなく外側というところは非常にいろいろと課題もあるのかなと思うところではあります。目に見える関係性を役場だけではなく子供たち、そして町民の方々と築くという手法の一つとしては非常に有効だと思いますので、その辺は、重ねての答弁にはなりますが、関係部局と相談してみて、どのようなことができるのかを探ってみたいと思います。当然新しい庁舎を、庁舎に限らず公共施設を考える中での要素としては、そこを使う人間だけの関係性ではなくて、そこに集う人たちの様々な時間軸でのいろんな思いとか、そして将来的な設計とか、そういったものをしっかりとお互いが膨らませられるような、そういった機能を持たせるような公共施設をぜひ設計して整備していきたいと考えておりますので、ぜひご理解いただければなと思います。

以上です。

○議長（野村 洋君） 庁舎壁面の活用についてを終わります。

以上で議席10番、宮本秀逸君の質問は終わりました。

次に、公共施設の老朽化について、議席15番、齊藤優香君の質問を行います。

○15番（齊藤優香君） 通告に従いまして、質問させていただきます。

公共施設の老朽化について。これからの森町をどのような町にしたいのですか。町の公共施設のほとんどが老朽化しております。裏を返せば30年、40年前は新しい公共施設ができ、町には活気があり、町民が自慢できる町であったと思います。町政執行方針でも変革の波に乗り遅れることのないよう活気あふれるまちづくりを進めてまいりますとあります。ですから、今これからの人たちのために50年先を見据え、基本構想を基に町民が使いやすく、誇りに思い、住み続けるまちづくりが必要であると思います。特に文化教育施設の老朽化は、一時しのぎの修繕では追いつきません。不便、不自由です。まずは多くの町民が望む公民館、図書館、体育館、郷土資料館など複合した文教施設の計画に早急に着手すべきです。また、古くとも有効活用ができるものは民間利用なども視野に入れ、保存と利活用を促進し、次の世代に引き継いでいくことも大切であると考えます。教育長の所

見をお伺いします。

○教育長（毛利繁和君） お答えします。

ご質問のとおり、公民館等の建物は古く、利用者の皆様にご不便をおかけしております部分もあることは承知しております。複合文教施設の計画につきましては、6月会議での答弁において触れましたが、現在公民館、役場庁舎等の複合施設の建設のための検討委員会の立ち上げの準備を進めており、第1回目の実施を今月中にでも実施する方向で準備が進んでいます。まずは職員での検討委員会にてその機能、規模、スケジュールなどの主な事項を取りまとめていきたいと考えております。

また、体育施設については、施設状況の全体的把握や効率的、効果的、中長期的な施設改修を見据えた社会体育施設長寿命化計画を本年度中に策定し、各施設に係る今後の方向性について検討を進めていくとともに、施設利用者安全確保の観点から、長寿命化計画と並行して本年度の森町民体育館をはじめとした改修実施の対応も行ってまいります。

なお、公共施設の民間利用につきましては、要望等がありましたら森町財産規則の基準にのっとり、利用可能な部分については有効活用していきたいと考えております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○15番（斉藤優香君） 再質問させていただきます。

午前中の松田議員の一般質問の回答からも、教育長の考えられる教育に関する考え方よく分かりました。私は、公共施設の老朽化ということで、施設面からまた教育長のお考えを聞きたいなと思っております。

先ほど教育長も言われましたように、社会体育施設長寿命化計画、これだけではなく、社会教育施設の長寿命化計画も策定するというふうになっておりました、教育行政執行方針では。これも併せてやっていくということになるのでしょうか。あわせて、2020年から2029年の10か年計画の森町学校施設等長寿命化計画というのがあるのです。その中の一環としてこちらのまたそれぞれの教育施設の長寿命化計画の策定に取りかかるということになるのでしょうか。というのは、今から取組が始まるといいますけれども、学校施設の長寿命化計画というのは2020年からもう始まっているわけですし、私もこの一般質問したときにはこういう答えが返ってくるとは思っていませんで、今朝新聞を見て知られたという方もいっぱいいると思うのですけれども、私たちにしてみれば突然試掘調査が始まったような感じ。この試掘も候補地の一つということで、一体どういう基準でその候補地を決めたのか、それからその中からどのように決めていくのかとか全然分からないのです。そこが空いているからというだけではないであってほしいというのは、もう決まったことなのですけれども、突然森小学校に幼稚園が入るといった話があった。目的とか目標とか計画が定まっていない中の目先のことだけに対応した考えでまちづくりをしていくのは危険だと私は思うのです。先ほど一般質問の回答でも小学校に幼稚園が入ったというのは、財政面ということが一番合致したのでみたいな返答だったと思うのですが、私は教育委員会とし

ては、もちろん財源は大事ですけれども、子供たちにとって何が一番大事かということを考えてこうなりましたという理由があったらいいな、何か私には子供たちにはあまりお金を使いたくないように聞こえてしまったので、お金ではなく、子供たちにこういう教育を受けさせたいというところに重きを置いてもらいたいなと思いました。

先ほどもありましたけれども、公共施設の老朽化対策には教育施設だけではなく、集約複合化は不可欠であることから、庁舎内だけではなく、早い段階からあらゆる層の町民に参加してもらい、例えば意見箱を置くとか、アイデア箱みたいなのを置いておくとか、早い段階から参加してもらおうということが大事ではないかと思います。そして、環境に配慮した森町に合ったものを造る、そのためにもプロポーザル方式を取り入れて、町民と共に考えていくことが活気あふれるまちづくりの第一歩になるのではないかと思います。

森町の子育て支援に関しましては、住みたい町や人口増加の町以上にいろいろな施策等援助を行っていると思います。効果が現れないのであれば、町自体の魅力や発信力が足りていないのではないのでしょうか。幅広い年齢層が安心して楽しんで住み続けられる豊かな町を目指していきませんか。それで、教育長が考える新しい施設への再編への思いと、そこで培われていく生涯学習や人材の育成をどのように考えているのかお聞かせください。
○教育長（毛利繁和君） ありがとうございます。

議員のおっしゃっていること全てに答えられるかちょっと今自信ないところですが、まず一番最後が一番重要な点かと思います。老朽化にいろいろな施設が陥っている、そこで今計画を立てながら、新しい施設が議員おっしゃるように向こう10年、20年と言わず、もっと先も見据えたまちづくりに直結するような、そんな施設になることを願っているというか、そういうお話と受け止めているのです。新しい施設、まず公民館をはじめとしたそういう文教施設のほうですけれども、昨日来町長のほうでも宣言したとおり、役場との複合庁舎ということでこれから話を進めていくことになろうかと思えますけれども、先ほどの答弁にも関係するかもしれませんが、議員おっしゃったように幅広い年齢層の町民の皆さんが集いやすいというか、そういう施設であつたらいいなと思っていますし、そのような声は出していきたいと思います。ただ単に文化施設とか文教関係に興味がある方ばかりではなくて、そこにあることによって興味を持ってもらえる、関心がまたそこで生まれるとか、そういう会話ができるようなスペースも設けたりして、町民の方々が気軽に来れる。大事なのは、そういう機会をできるだけ身近なところに置くというのは私たち行政の務めですから、そこで町民の皆さんが文化のことにちょっと興味を持ってもらえるような、そんな施設になっていったらいいなというふうに思っているのが私の思いです。

それから、早い段階からそういうことに関して町民の意見を入れることが大事という点については、これから開かれる検討委員会が、私は答える立場にないですけれども、もちろん町民の声をどのように取り入れるかというようなことも含んできっと検討委員会が進んでいくと思いますので、町民の意見を取り入れないで何か話が進んでいくということで

はなくて、節目節目にきちんと町民の意見を取り入れる仕組みをつくるというようなことで、これは今検討委員会が始まる前に私の予想で言うと、そういうことにはなっていくと思います。

それから、森小学校に幼稚園が入ることに対してのご質問がございました。まず、決め方なのですけれども、今日の松田議員に対する答弁でもお話ししましたけれども、ある程度保護者と合意形成を図るということは非常に重要な点でございまして、そういう意味では最初から町で何か方針を決めて、固定化させてお話しするというよりは、いろいろと協議をしながら話を詰めていくということが非常に大事な作業になりますので、その点は今回の森幼稚園についても最初からこの方向でという示し方ではなくて、ただこの方法だとかこういうメリット、デメリット、この方法だとかこういうメリット、デメリットというようなことで示しながら、ご理解を深めていただけたというふうには思っております。

財源の話も出ましたけれども、私はやはり財源を全く頭から外してということは、町民の財産ですから、町民のお金を使ってこれは建てていくわけですから、もろもろな意見がございますでしょうけれども、財源のことを頭からすっかり外してというのはなかなかできることではないなというふうに思っています。その一方でこういう教育を受けさせたいということがどこまで盛り込めるかというそのバランスというか、折り合いというか、そこはどうしても考えざるを得ないかなというふうには思っています。全てのお子さんであったり、青年であったり、町民の皆さんが必要な教育を受けられる、いつでも自由に受けられるというのは理想ではあるのですけれども、それに努力はするのですけれども、なかなか理想に近づけずに、じくじたる思いをすることは当然あるのですけれども、やっぱりそういう折り合いを考えながら、行政としては進めていくことがどうしても必要になってくるかなというふうに思っています。

それから、複合施設試掘調査の話が出ましたけれども、決して目先のことというよりは、試掘調査はあそこに決めたというふうな捉え方をされかねないような言い方とかご意見も出るのかもしれませんが、あくまでも候補地の一つということで、ただあそこに関しては昨日出ましたようにもしかしたらという場所なものですから、それでまずはもしかしたらあそこになるかもしれないけれども、そこに何かがあるかもしれないということで、その調査というふうにご理解いただけたらうれしいというふうに思います。

あとは、今年度議員おっしゃるように様々な計画の改定年度というか、そういう年度になっておりますので、そういう計画の中に皆さんのご意見を参考にしながら、よりよい計画づくりをしていきたいと思っています。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再々質問ありますか。

○15番（斉藤優香君） 再々質問させていただきます。

教育の面でも公共施設を再編するということでも教育長の考えはとてもよく分かって、町民のためになるのではないかなということは分かりました。現在ただ森町には300を超

える公共施設があります。そのほとんどが老朽化していて、そのときは先ほども言いましたように必要なものを必要なだけ造っていたということがあったかもしれないのですが、40年以上もたち、町も暮らしも変わった今こそ次の世代のためのこれはまちづくりになっていくと思うのです。それには各課ばらばらとかではなく、本当に森町が一丸となって、教育委員会も行政も町民もみんな一丸となって、公共施設等総合計画にのっとってまちづくりをしていくということが、もちろん日本全体の人口は減っているのですが、なかなか増やすということはできないかもしれないのですけれども、減っていく前提なのか、それとも増えている町もあるということは事実なのです。なので、少しでも町は人口増加にもつなげていくという考えで取り組んでいただきたいと思います。

令和3年に計画されました森町過疎地域持続的発展市町村計画の教育の振興の中で、児童生徒の減少に伴い小規模化する学校の教育活動の充実やSociety5.0時代へ変化する社会に対応できる教育が求められており、多様な子供たちを誰一人取り残すことのない公正に個別最適化された学びの実現が急務となっておりますとあります。その対策の一つとして、地域に根差した魅力ある学校づくりと次世代を担う人材育成を図りますとあります。それと、学校施設整備の基本的方針というのもありまして、その中でも3つ言われているのですが、高機能かつ多機能で変化に対応し得る弾力的な施設環境の整備、健康的かつ安全で豊かな施設環境の確保、地域の生涯学習やまちづくりの核としての施設の整備とあります。であるのならば、学校単独でもう考える時代ではなく、地域にある老朽化した公共施設を集約、複合化し、避難所の確保なども含め地域住民の安心、安全を守り、地域を守るまちづくりこそ町が目指す将来像、みんなで創ろう海と緑の理想郷につながると思います。ぜひチャレンジしていただきたいと思います。低コスト公共施設森町モデル事業や資金面でも事業総額の最大45%分が優遇される措置のあるうちに活用し、特色と魅力のある生涯学習のための複合整備をぜひ考えていただきたいと思います。教育長の所見を再度お伺いします。

○議長（野村 洋君） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時57分

再開 午後 2時20分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

それでは、3問目質問ございましたので、この答弁は教育長、ひとつ3問目の答弁をお願いいたします。

○教育長（毛利繁和君） 私の所管する範囲でお答えしたいと思います。

まず、公共施設の老朽化の中でも私の所管する公共施設も多数ございまして、40年以上もたって、みんなそのことについて単に教育関係だけではなくて町全体でトータルして考えないと、なかなかこの先進まないというご趣旨だと思います。全くそのとおりで、今回

も例えば公民館等々については単に教育委員会所管ばかりではなくて、庁舎も結局複合施設的に扱うとか、それからせんだっての森幼稚園移設の話では認定こども園の話、可能性というのですか、そこの話も出ていますので、時代としてはやっぱり一つの部局で抱えられるような話ばかりではないというふうには認識しております。したがって、この先、確かに全国見ると人口が増えている町もあるのですけれども、現在日本全体が人口減少になっていますので、予想としてはこのまま人口減少をちょっと意識した形で将来像をやっぱり考えていかなければならないと思うのですけれども、そうしたときに先ほどの話にあるように、ただただ今までと同じように自分の住んでいるエリアに全ていろんなものがそろっているということは考えづらい状況にあるのかなというふうに思っています。ですから、教育委員会といたしましても決して自分たちの所管するものばかりではなくて、他部局と積極的にそういうことを協議しながら、この先これからのまちづくりに対して進んでいかなければならないなと思っています。その中では、先ほど小規模の話も質問の中にございましたけれども、小規模なりの、いや、森町なりの学校を含めた教育の施設の在り方というのですか、そういうことも今後私の検討していかなければならない事項だと思っておりますので、新しいまちづくりに関係しての事項については今後も皆様のご意見聞きながら、検討を進めてまいりたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（野村 洋君） それでは、公共施設の老朽化についてを終わります。

以上で議席15番、斉藤優香君の質問は終わりました。

次に、ニューアカシヤ団地の物置改修について、土地改良事業と下水道事業に係る不納欠損処理の責任問題について、議席11番、檀上美緒子君の質問を行います。

初めに、ニューアカシヤ団地の物置改修についてを行います。

○11番（檀上美緒子君） それでは、1点目お願いいたします。

この1点目に関わりましては、昨日の補正予算でニューアカシヤ団地の物置修繕に関わっての予算が決まったわけですが、改めてその経緯や今後の見通しについてもお聞かせ願えればということで、予定どおり質問をさせていただきたいと思っております。

公営住宅のニューアカシヤ団地は、長寿命化対象となっており、計画的に屋根の張り替えや壁の塗り替えなどがなされていますが、物置については1棟2個のみが今現在改修されています。ニューアカシヤ団地は、1979年、昭和54年から1985年、昭和60年に建てられていますから、築40年前後の建物です。物置はカラートタン製ですから、さびや腐食が目立ち、雨漏りや吹き込み、土台や床の傾斜等も見られる中、個人的になまこトタンや木材ブロック等で修理して、何とかしのいでいる状況が続いています。しかし、上台の平家の公営住宅は、ほとんどが空き状態になっているにもかかわらず、物置はしっかりした状態で使われずに放置され続けています。ニューアカシヤ団地の改修物置は、上台の物置1棟2個を移設したものと聞いています。公営住宅等長寿命化計画では上台の公営住宅は用廃扱いとなっていることから、このままでは居住者がいなく、もったいないばかりです。この物置をできるだけ速やかにニューアカシヤ団地に移設し、有効活用するべきと考えます。

一度に全ての移設とはいかないとは思いますが、物置の状況や住民の意向に応じて、計画的にできるだけ速やかな実施が求められています。町長の所見を伺います。

○町長（岡嶋康輔君） お答えします。

ニューアカシヤ団地の物置につきましては、これまで不具合の都度修繕を行ってまいりましたが、ご質問にありますように、腐食の激しいものにつきまして令和2年度に上台団地から1基2個の物置を移設しております。当該団地は、管理戸数26戸で現在20世帯が入居しており、残り18個の物置につきましては上台団地の使用されていない14個の移設と不足する4個の新設が必要と考えております。今年度は上台団地から8戸分の物置を移設するため、本会議で補正予算の措置をさせていただきました。次年度以降の予定としましては、上台団地から6戸分の移設及び4戸分の新設を計画的に整備したいと考えております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○11番（檀上美緒子君） 今年度中に8個が移設されるということで、とても望まれているところかと思えます。特に先ほどの質問の中にもあったのですけれども、状況によってかなりご自分で補修されているところもありますし、かなり老朽化というか、ひどい状況もありますので、その8個の建設に当たっての住民の意向というか、実際の状況把握も含めて、その辺りについて十分住民の意向をぜひ酌んだ上で、状況把握した上で進めていただければなと思うのです。それとあわせて、来年度以降も全てやるような方向性を持っているということで安心したのですけれども、それらについても今年度は無理でも来年度、または再来年度になるのか分かりませんが、そういうような住民にきちんとした説明も含めて進めていくということが非常に重要なことかなというふうにして思っています。特に先ほどお話あった令和2年の新しいところ、1棟2個が新設されたのをその老朽化した方が見たときには、突然そこだけぽんと新しいのが来たというので、何で自分のところはないのにそこができたのだみたいな感じでの不信感というか、不可解さというか、そういうのを味わったというお話も聞かされていますので、その辺り住民のきちんとした理解を得るというか、周知をするということは非常に重要なことかなと思っておりますので、ぜひその辺りについての進める上での配慮というか、それが必要かなというふうにして思っていますので、その辺りについてまずお願いしたいなということがあります。

それと、令和2年に1個新しくなった時点で、これから計画的に直していきますというのは建設課のほうから話は聞いてはいたのですけれども、一向に進まないということで、今回私一般質問で予定して提出したわけなのですけれども、ということでこの物置の問題というのは突発的な状況ではなかったわけです。もっと言えば、その前の私が1期目のときにもこの問題は扱ったことがあって、そのときには移設は非常に難しいのだというお話で、全然考えていないみたいな答弁も行われたのですけれども、ですからそういうことからすると、この物置の問題というのは今言ったみたいに突発的に出てきた問題ではないにもかかわらず今回補正予算で出されたのです。ですから、本当であれば、補正予算を私は

全然否定はしませんし、必要に応じて補正は組むべきだとは思うのですけれども、やっぱり突発的とか、または今回の大雨のときの道路だとか、かんがいの部分だとかというふうにして必要な部分についての補正は十分やっていかなければならないとは思うのですけれども、こういうニューアカシヤ団地の言わば長寿命化住宅として設置されている住宅でもありますので、屋根や壁の補修同様に物置の状況なんかも今言ったみたいに実際に提起されてきているわけですから、本来であれば年度当初の予算に本当は計上しなければならない部分だろうと思うのです。それとあわせて、今回の庁舎と公民館の複合化の問題も含めて年度当初ではなくて先日の全協で出されて、今回そして試掘の補正予算が出されるという形で、この複合施設もそうなのですけれども、そうそう簡単にできるものではないわけです。幼稚園でも10億ですし、汚泥処理センターだって30億程度の工事ですから、この複合庁舎だって億単位の事業なわけです。ですから、かなり大きなあれだから、基本的な計画性を持った形で、補正ではなくてきちんと年度当初の、または執行方針の中で位置づけて取り組むというのが本筋ではないかなと思うのです。ですから、そういう点で先ほど経過と言ったのですけれども、今回補正でこのニューアカシヤ団地の補修というのが出てきたという、その経過もぜひお聞かせ願えればと思います。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

公営住宅の修繕費につきましては、直近3か年平均で毎年およそ1,700万円の支出を伴っております。内訳としましては、日常及び退去時の修繕におよそ1,200万円、その他共用部などの修繕におよそ500万円の支出が発生しております。今年度の予算要求につきましては、直近3か年の支出内訳及び必要な共用部分の修繕等を加味して予算の上程をさせていただきました。当初予算は900万円の計上となっておりますが、その理由は修繕額が不確定なものというところで、実施の状況に応じて修正計上を行うこととしておりますので、その点をご理解いただければなと思います。

ちなみに、今年度の支出の状況につきましては、日常修繕について例年並み、また共用部等の緊急的な修繕として駐車場の外灯、度杭崎団地の灯油メーター、それらの交換整備を実施しております。これらのことにつきまして、不足分について本会議で補正予算の措置をさせていただきました。

そしてあと、複合施設の何で補正なのだということのご質問もいただいているのですけれども、こちらも本来当初予算で計画等々含め、執行方針も含め議会のほうにお示ししていくという流れが確かに議員おっしゃるとおり本筋なのかなということではあります。方向性としてこういうことをやっていきたいという考えは私も就任当初から各関係部に話は下ろしておりました。その中でタイミングとしては、議員おっしゃるとおり、当初予算でしかるべき予算を計上して、計画等々をしっかりと議会のほうにいいタイミングでお示しするというところも考えていたのですが、何分様々な施設の老朽化、修繕費も莫大にかかっているところでありまして、これは何とか早急に話を進めなければならないという思いも同時に持っておりました。その中で今回候補地として、先ほどから教育長のほ

うからも答弁させていただいているのですけれども、一つの候補地として駐車場の横の空き地を考える上で埋蔵文化財の話も調べなければならないと。万が一仮にその調べなければならないというものが抜けていて、いざやります、ちょっと掘ってみました、物が出てきましたとなると、これは一、二年簡単に延びてしまうような状況が考えられます。そういうこともありまして、まずは早急に試掘調査というものをさせていただいて、結果がはっきりした中で候補地を絞りながら、計画を議会のほうに示していければなというところまで考えておりますので、その点もご理解いただければと思います。

以上です。

(「1つ目の住民の意向や実態に応じて……」の声あり)

○町長(岡嶋康輔君) その辺もそのように町民の方からお話があったということですので、一気に全部をとるところはなかなか難しいということも併せて順に優先度を考えて、説明して理解をしていただくように努めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長(野村 洋君) 再々質問ありますか。

○11番(檀上美緒子君) 町長も本来年度当初ということでは言っていたので、理解していただけたということでもとても安心というか、うれしく思ったのですけれども、申し訳ないのですけれども、ちょっと外れるといえば外れるのだけれども、今回の補正予算のところでのプレミアム券の部分も含めて、何か行き当たりばったりの雰囲気を感じざるを得ない傾向であるのです。今回の物置も先ほど言いましたように長年要求されてきていることにもかかわらず、今回やってくださることはとてもうれしいことなのですけれども、補正という形で出てきているということであれなので、きちんと方向性を持って計画的に取り組んでいくという姿勢をぜひ今後とも重視してというか、大切にして進んでいただければなということをお願いしたいことと、あわせて鳥崎の公営住宅の部分も結構空き家があるので、あそこはすべからくという必要はないかとは思っているのですけれども、そういうような物置の状況の腐食度合いもありますので、実際に住まわれている方々の要望というか、声を聞きながら、適切な対応をぜひ今後とも進めていただければと思いますが、その辺りについてお願いいたします。

○町長(岡嶋康輔君) お答えいたします。

確かに補正というところの予算の上げに関しまして、考えとしては議員おっしゃるとおりきちっとした計画性を示すということでも当初予算という考え方は、私たちもそこはそのとおりだなと考えております。一方、災害等々に関しましては、本当に緊急性を要しまして、突発的に起こることに対しての補正というところで認識していただきたいというところはあるのですけれども、その他につきましても昨今のコロナウイルス感染症に関わる経済のそういった疲弊に対する補助といえますか、そういうところの判断も非常に様々な懸案事項もありまして、早急に対応するべき状況というものもこれもまた災害と同じく捉えていかなければならないのかなと考えております。

様々なご意見は、今回の補正予算案でもそうですし、今までもいただいておりますので、基本的にはしっかりと説明責任を果たし、町民の状況等もしっかりとくみ上げながら、行政執行に努めてまいりたいと思いますので、いま一度ご理解いただければなと思います。

以上です。

○議長（野村 洋君） ニューアカシヤ団地の物置改修についてを終わります。

次に、土地改良事業と下水道事業に係る不納欠損処理の責任問題についてを行います。

○11番（檀上美緒子君） それでは、第2問目、よろしく願いいたします。

昨年度国営駒ヶ岳地区土地改良事業受益者負担金と施設使用料、下水道受益者負担金と下水道使用料の長年に及ぶ不適切な滞納者への対応と事務処理から、2億円を超える不納欠損をせざるを得なくなりました。この間2回の議会全員協議会、町長の町民へのおわびの文書発行や森と砂原地区2か所での住民説明会で経過や原因、今後の対応策が報告されています。その後の上下水道課と農林課における徴収可能な部分への対応には努力や改善が見られています。こうした努力があり、時効成立で徴収できないものは町民の貴重な税金から不納欠損せざるを得ないと分かりつつ、町民の多くはその原因と額の多さには納得し難い思いでいます。ですから、住民説明会で求められた責任問題を含めた報告書の作成が急がれます。

私は、国営駒ヶ岳地区土地改良事業について2020年、令和2年に受益者負担金の国への償還終了に伴い、大きな問題になるとの認識はありました。総務経済常任委員会で何度か質疑もされています。しかし、滞納問題、不納欠損処理問題としてしっかりとした追及も審議もしたとは言えません。下水道問題では、こうした問題を抱えていたことすら認識がなく、議員としての責任を感じているところです。職員、理事者、議会に関わってその責任を明らかにしなければ町民に納得してもらえないと思っています。できるだけ今年度中、無理なら今年度中には中間報告という形で町民への報告書を出すというのが3月に行われた住民説明会での町の答弁です。今現在の報告書作成の進捗状況と見通し、体制についてお聞きいたします。よろしく願いします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えします。

債権回収につきましては、これまで納付誓約の徴収、金融機関への預金照会、執行停止に向けた相続人等の調査、預金の差押えの実施を行ってまいりました。加えて庁舎内における連携体制の構築をはじめ自治体債権回収等の研修会への積極的な参加、先進的な取組をしている市町への視察など、改善に向けて取り組んでおります。

報告書作成の進捗状況と見通しにつきましては、これまで本業務に携わった職員からの聞き取り調査を継続しており、本件に関わりのあった前理事者からも聞き取り調査を実施してまいります。町としましては、以前申し上げたとおり、年度内には調査報告書を作成し、報告させていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問。

○11番（檀上美緒子君） 確認なのですけれども、職員の聞き取り、そして前理事者の聞き取りもされているということで、前理事者といえば梶谷氏、それと佐藤氏のお二人、湊さんはもうお亡くなりになりましたからあれなのですけれども、そのお二人がきちんと事情について聞き取りできているということなのかどうかというあたりについて確認させていただきたいと思います。

それと、特に経過だけではなくて、責任をどう取るのかということも住民説明会の中では住民の皆さんからの問いかけというか、要望というか、そういう内容の発言が多かったかと思っています。その辺りについての考えについてもお願いしたいと思います。

それと、もう一点、先ほども言いましたけれども、体制としてこの問題、報告書作成に当たってどういう体制を、それこそ庁舎の部分においては検討委員会を立ち上げるとおっしゃっていたのですけれども、この責任問題、また事実経過においてもそうなのですけれども、事実をきちんと整理して、責任も明らかにしていくというための体制づくりというか、それはどうなっているのかというあたりについて改めてお願いいたします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

前理事者とはどなたが該当するのかというところでございますが、議員おっしゃるとおり、前理事者、梶谷さんと佐藤さんでございます。現在進捗等につきましては、担当課のほうで照会をかけて進めている最中でございまして、現段階では特段ご報告できる内容等々はございません。しかし、しっかりとこちらのほうは進めまして、当然報告書のほうにも何らかの形で反映していかなければならないというところは認識しております。

もう一つ、調査の体制というところをご質問いただいたと思いますが、こちらに関しては総務課、そして各担当課、農林課と、あと上下水道課、その3つが主体となって進めております。当然その体制は、調査もそうですけれども、債権回収のほうの体制の強化というところも併せて行っているところでございます。今後もしっかりと進める中で、まだまだ自治体としていろいろなことを積み上げて、研修等々も含めて行っていかなければなりませんので、そこはしっかりと担当課だけでなく、現理事者の私も含め対応していきたいと考えているところでございます。

そして、責任に関してというところもご質問いただきました。これも当初この問題が発覚といいますか、議会のほうにご報告させていただいているところから一貫してお話しさせていただいているのですけれども、不適切な事務処理というところの責任に関しては、やはり当代の私の責任というところで、何らかの形で議会に上程させていただくことになるのかなと考えております。いろいろなご質問を多分その際にもいただくのかなと思ってはいるところではありますが、当然何らかの目に見える形としての責任と、そして今後どうやっていくか未来に向けての体制づくり等々の方針を示すことも責任の一つであると考えておりますので、あわせてその辺もご理解いただければと考えております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再々質問あるのですか。

○11番（檀上美緒子君） 理事者の部分で2人とも対象にしてということですので、事情を聴くだけではなくて、そこでの私責任もやっぱりある程度取ってもらうというくらいの姿勢も必要なのではないかなというふうにして思うのです。現町長がということではなくて、やっぱり実際にやってきた方ですので、理事者として。そこにおいて、結果的にどういうふうな形になるかは分からないのだけれども、やっぱり責任はきちんと感じてほしいし、何らかの形で取るというくらいの姿勢でぜひ臨んでほしいなというふうにして思っています。

それと、私自身は議員ですから、私自身の責任の取り方というのも考えなければならぬというふうにしては思っているところなのですが、職員の部分に関わってもトップがいて、それこそいろいろ下に来て実際の実務というふうな形ですから、最終的にその人にどれだけの責任を取らせるかという部分はあるのかも分かりませんが、やっぱり私はその部分も含めてきちんとした責任を取るということは必要だろうと思っているのです。それが嚴重注意になるのか、戒告になるのか、その辺りはあれとして、とにかく不適切な事務をやったという部分においてそれなりの反省なり、処分をきちんとすることが重要なと思っているのです。とりわけ不適切な事務処理の理由というのがあまりにもこれって理由になるのかというふうな感じを受けざるを得ない中身なのです。例えば法令的に十分に理解していなかったとかということですし、また特に農林課の部分でいけば時効になっているのに徴収していたという、だから返金しなければならなくなったとかというような話を聞くと、これは不適切通り越してあまりにも無知というか、そのくらいの問題として捉えるべきだろうというふうにして思うのです。そういう状況に対して町長だけで済んで、実際にそれを担当した部署が何も責任を取らないというのはあり得ないだろうと思うのですけれども、その辺りも含めて最後お願いいたします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

前理事者の責任をどう追及というところでご質問いただいたと思うのですけれども、これは結果として報告書を出して、それを町民の皆様がどうご判断されるかというところも含めて、それは今度当代の私の責任であり、判断されることなのかなと考えています。基本的には先ほど答弁させていただきましたとおり、全ての判断、そしてその判断に対する町民の評価、そういったものは現理事者の私に下されるものと捉えておりますので、職員に対する処遇に対してもしっかりと考えていかなければなりません。農林課と上下水道課の検討する内容には若干違いがあるというところもあるのですが、ひとつこういう機会ですので、お話しさせていただきますと、町長になってみて分かったのですけれども、町長の采配というか、町長の意向というものがどれほど強く職員にかかるのかというのが本当に身にしみて私は感じております。そんなつもりはなかったとか知らなかったということは、町長としては通用しないと私は思います。そういう意味でも、自分を戒める意味でも、今後町長として行政執行を進めていく中で本当に気を引き締めて進めていかなければならないし、体制をどう構築していくか、職員とどう関わるか、職員の話とか職員が今

何を考えているかとか何を課題に思っているかというところも町長が責任を持って、町のトップとして組み入れて、聞いていかなければならないなと考えております。

処分に関しましては、繰り返しの答弁になりますが、しかるべきときに議会のほうに私のほうから上程させていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 土地改良事業と下水道事業に係る不納欠損処理の責任問題についてを終わります。

以上で議席11番、檀上美緒子君の質問は終わりました。

次に、青少年のスポーツ、文化活動支援について、議席9番、河野文彦君の質問を行います。

○9番（河野文彦君） 通告に従いまして、質問させていただきます。

青少年のスポーツ、文化活動支援についてです。スポーツ、文化活動は、体力、技術、表現力などの極限をひたむきに追求するという面から夢や感動を与え、活力ある健全な社会の形成に大きく貢献する効果と、スポーツ、文化活動に親しむことによって爽快感、達成感、チームでの連帯感など精神的な充実を図り、さらには体力、集中力の向上など、心身両面の健康保持増進に大きな効果があります。特に青少年のスポーツ、文化活動は、成長期の健全な心身発達を促し、チームや各種団体、サークルでの指導者との交流、研さんを通じて青少年のコミュニケーション能力を向上させ、豊かな心と他人に対する思いやりの心を醸成することができます。また、青少年の心身ストレス解消の効果も大きく、青少年の健全育成に必要不可欠です。

森町は、少年団活動、部活動、各種文化団体やサークルなどの活動が盛んであり、それぞれの活動を通じて町民の方々と青少年、保護者の方々が交流を深め、住民相互の連携から一つの目標に向かい、努力を積み重ねております。また、町内では活動することのできないスポーツや文化活動では、近隣地域の団体に所属して活躍している青少年が数多くおられます。いずれも森町という地域に誇りと愛着を持ち、森町の代表であるといった気概で日々修練を重ねていると言っても過言ではありません。教育執行方針では、心の潤いとなる文化芸術活動の推進、健全な心身を育てるスポーツ活動の推進とうたわれており、様々な活動への支援を進めると記載されております。森町の青少年がスポーツ、文化活動にてより一層の躍進を後押しするためにも従来の規定にとられない支援が必要と思われるので、所見を伺います。

○教育長（毛利繁和君） お答えいたします。

議員ご質問のとおり、町内の児童生徒のスポーツ活動や文化活動に関しては、その活動の中で様々な事柄に挑戦することによって成長期における児童生徒の心身の健全育成はもとより、他者との関わりや規範意識などの社会性を育みながら、一人一人が持てる力を高揚し、達成する喜びから努力の大切さを学ぶことができるものであると考えております。また、子供たちは学校生活を基本としながら、その中でスポーツ活動や文化活動を行って

おり、町内少年団や学校部活動が主な活動内容となっているところでございまして、町内に活動でき得るスポーツ団体や文化団体がいない場合でも、町内に所在する団体に所属して活動している場合があるのも確かでございます。

ご質問の内容ですが、支援には金銭的支援、人的支援などいろいろな内容があり、スポーツ活動及び文化活動にも様々な活動の形が想定されますので、現在行っております規定にのっとった支援を継続しつつ、今後町民のスポーツ活動や文化活動のニーズを精査しながら、支援の方法に関して協議検討を重ねていきたいと思っております。

なお、活動されている中で優秀な成績を収めた児童生徒については、今後も従前と同様に町広報紙などで活躍を報告していきたいと考えております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○9番（河野文彦君） 森町は、特にスポーツ活動に対する支援は進んでいるなど私は正直思っている部分もあります。特にスポーツ少年団活動、教育長からもご紹介ありましたけれども、部活動では指導者の方や保護者の方、様々な協力もあって、その成績は大変すばらしいなというふうに、新聞の紙面でもよく森町の代表としてにぎわせてくれていますし、例えばたくさん部活動がある中学校なんかですと、あの優勝旗だとかトロフィーの数を見ると、本当にすごい活動をしているのだなというところはふだんから感じています。以前にも私何かで紹介したかと思うのですが、ほかの町から転勤してきた教員の方々なんかは森町ぐらいそういう活動に支援している町はなかなかないよというふうにお聞きしているところもあります。

今の教育長のお話ですと、現在ある支援を継続していきたいというふうなお話だったかと思うのですが、今の教育長のお話と私の最初の通告させていただいた質問を重ねて、改めて質問したい部分というのを絞りたいと思うのですが、町内で例えば部活動があるだとかサークルがあるという中で、あと少年団ですとかそういう中で活動している方々には金銭的な支援だとか人的な支援、様々ありますけれども、継続していきたいというふうなお話だったかと思うのですが、たまたま私この中にも記載させていただいているのですが、町内で本当は活動したいのですが、例えばその種目がないだとか、そういう文化的な団体がないから、致し方なく町外の団体だとかクラブチームなんかに所属して活動しているという青少年も数多くいるのかなと思うのです。そういった中でそういう青少年が、今支援の中で金銭的、人的というお話がありましたので、金銭的な部分で着目いたしますと、例えばスイミングスクールとかあります。残念ながら森町でスイミングでそういう競技するだとか、そこまでできるようなクラブだとか団体ないと思うので、スイミングスクール函館に通って活躍している子供たちたくさんいると思うのです。そういった子供たちが何か大きな大会に出場するだとか、それこそ全国大会までいくだとか、ジュニアオリンピックとか何かいろいろあるのかもしれないのですが、そういうところに出場するよといったときに、広報なんかで表敬訪問していただきました

とかそういう紹介はされているようなのですけれども、先ほど教育長から紹介された支援の中でいけば、何かもう一つ踏み込んだ支援ができないのかなと。人的、金銭という話をすれば、言ってしまうと金銭的なものになってくるのかなと思うのです。例えば遠征費の一部、一部でいいと思うのです。例えば全国大会行くから全て出しますとか、そういうことはもちろんできないと思うのですけれども、町として紹介するだけではなくて、もう一步踏み込んだ形で応援していますよ、町民全体で応援していますよというような、何かそういうのを示せるような支援があれば、より青少年のそういう活動のモチベーションを上げる一つになるのではないかなと思うのですけれども、そういった支援があればより子供たちの活動も膨らむのではないかなと思うのですけれども、いかがでしょう。やりますとか今ある規定を変えますと言っただけならば、もうここで再々質問なく終われるのですけれども、お願いいたします。

○教育長（毛利繁和君） 具体的にご質問ありがとうございます。

やりますというのは今ちょっと言い切れないかもしれませんが、先ほど答弁したように、今では話を金銭的というところに絞りますと、現在行っている支援は継続する、つまり町内にある団体とか部活動に対して行っているわけです、町として。ただ、今後町民の活動とか要望に対してきちんと精査して、支援方法について協議検討を重ねていきたいというその姿勢です。これは話を少し整理すると、森町に拠点を置く団体、継続的に森町の中で活動している団体の活動と、それから一方で町民の皆さんが子供に限らず、例えば趣味の範囲の方もいるでしょう。それから、自分の専門的な競技力の向上のための方もいるでしょうし、それから自分のライフスタイルということで町外にふさわしい活動があるから、そちらのほうに行っているという方もいるでしょうけれども、残念ながら個人の範疇で行っていることに対して全体を掌握することはかなり難しいことだとは思っています。ただ、その中でもこの点についてはそういう掌握できない中で、この点については、あの点についてはということとその都度考えていたのではちょっと立ち行かないので、顕著な活躍をされているのは、今この多様化の時代の中で決して地元の団体に限らず個人の力を伸ばして、森町の社会の一員としてというようなことの中で顕著な活躍に対しては、何か具体的な支援のほう、金銭的なことも含めて支援の方法がないか検討をしてみたいと思います。検討ということでよろしくお願いいたします。

○議長（野村 洋君） 再々質問。

○9番（河野文彦君） 検討していただけるということで、再々質問、やりますだったら本当にしなかったのです。でも、検討するというお話をいただいたので、よりよい検討をしていただきたいということで再質問させていただけたらと。すみません。顕著な活躍があれば検討していきたいということですので、ぜひぜひお願いしたいなというところです。確かに今ほど教育長おっしゃられたように、個人的な趣味なのかなとか、本当に専門的過ぎるなという部分に関しては、それは様々なケースがありますので、その都度町としてできる範疇でいいと思うのです。ただ、今の規定ですと町内に籍があるというか、そういう

団体のみということですので、そこを一步踏み出すだけでも大きな変革になって、青少年のモチベーションアップにつながるのかなというふうに思いますので、ぜひお願いします。

今日の町長の答弁の中にも挑戦者が集う町というようなキーワードが何回か出てきたと思うのです。まさにこの挑戦者というのは、町長のおっしゃる挑戦者というのは、例えば経済活動に対する挑戦だけではないと思うのです。広い意味でのまちづくりであったり、またこういったスポーツだとか文化活動に挑戦する方々も含めていろんな方が挑戦して、この町で活動して、この町を愛する、誇りに思う、そういう挑戦者だと思うのです。ですから、その辺をぜひ後ろから押してあげるような施策をまた組み上げていただきたいなというふうに思いました。

今お話の中でスポーツの部分に偏った部分もあるかと思うのですけれども、スポーツだけではなくて文化活動でも結構いろいろあると思うのです。子供たちが例えば書道大会で何かの権威ある全国大会に出品します。出品したからには、作品を送って、見たこともない会場に貼らさっているだけではなくて、その子供がもしかしたら親と一緒にその会場に行って、自分の作品がここに飾られているのだというのを体験してもらうのもすごく大事ではないのかなというふうに思うのです。ですから、検討すると言っていた中にそういうスポーツだけではなくて文化活動の部分、ましてや作品送って展示されている、もしかしたら僕はそこに行く交通費、自分の作品を見に行くという経費の一部を、一部でいいと思います。その助成も必要なのではないかなというふうに思いました。そういった部分をこの検討の中に含めていただけるかどうかを再々質問としてお願いしたいと思いません。

○教育長（毛利繁和君） ありがとうございます。

スポーツ、文化の振興は、もちろん私どもから逆にご提案していることですから、そこにつながる、結びつくという意味でやれることはやれる範囲で行っていきます。町としてもいろんな支援策がございますから、教育委員会内での検討にとどまらず、ほか部局とも協議をして、早い段階で何か変化させられるもの、それから町民の意欲につながるもの、こういうことについては変更できるものは変更したいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（野村 洋君） 青少年のスポーツ、文化活動支援についてを終わります。

以上で議席9番、河野文彦君の質問は終わりました。

◎日程第4 認定第1号ないし認定第4号

○議長（野村 洋君） 日程第4、認定第1号 令和3年度森町各会計歳入歳出決算認定について、認定第2号 令和3年度森町国民健康保険病院事業会計決算認定について、認定第3号 令和3年度森町水道事業会計決算認定について、認定第4号 令和3年度森町公共下水道事業会計決算認定についての4件を会議規則第37条により一括議題といたします。

お諮りします。ただいま議題になっております日程第4、認定第1号から認定第4号までの4件は、議長及び監査委員を除く14名で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っております。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 異議なしと認めます。

したがって、日程第4、認定第1号から認定第4号までの4件は、議長及び監査委員を除く14名で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

次に、ただいま設置されました決算審査特別委員会に対し、地方自治法第98条第1項の規定に基づく検査権を本議会により委任することにしたいと思っております。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 異議なしと認めます。

決算審査特別委員会に対し、地方自治法第98条第1項の規定に基づく検査権を本議会より委任することに決定しました。

委員長、副委員長の選任を願います。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時18分

再開 午後 3時19分

○議長(野村 洋君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

休憩中に行われた委員長及び副委員長の選任に関わる協議の結果、決算審査特別委員会の委員長及び副委員長が選任されましたので、報告いたします。

委員長に菊地康博君、副委員長に山田誠君が選任されました。

◎休会の議決

○議長(野村 洋君) お諮りします。

決算審査特別委員会付託議件審査のため、9月3日から9月14日まで12日間休会したいと思います。なお、決算審査特別委員会の開会につきましては、9月5日午前10時開会とします。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 異議なしと認めます。

したがって、9月3日から9月14日まで休会することに決定しました。

◎延会の議決

○議長（野村 洋君） お諮りします。

本日の会議は、これで延会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

◎延会の宣告

○議長（野村 洋君） 本日はこれで延会いたします。

次回は、9月15日午前10時開会といたします。

お疲れさまでした。

延会 午後 3時19分

以上会議の顛末を記載し、その誤りのないことを証するため、
ここに署名する。

令和4年9月2日

森町議会議長

森町議会議員

森町議会議員

森町議会議員

令和4年第1回森町議会9月会議会議録（第3日目）

令和4年9月15日（木）

開議 午前10時00分

休会 午前10時18分

場所 森町議会議事堂

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 議長諸般報告
- 3 令和4年第1回 認定第 1号 令和3年度森町各会計歳入歳出決算認定について
森町議会9月
会議付託議件 認定第 2号 令和3年度森町国民健康保険病院事業会計決算認定について
認定第 3号 令和3年度森町水道事業会計決算認定について
認定第 4号 令和3年度森町公共下水道事業会計決算認定について
- 4 議案第 9号 令和4年度森町一般会計補正予算（第8号）
- 5 意見書案第1号 安倍氏の国葬撤回と弔意を強制しないことを求める意見書
- 6 意見書案第2号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書
- 7 議員の派遣について
- 8 休会中の所管事務調査等の申し出

○出席議員（13名）

議長 16番 野村 洋 君	副議長 1番 菊地 康博 君
3番 佐々木 修 君	4番 高橋 邦雄 君
5番 伊藤 昇 君	6番 加藤 進 君
8番 東 隆一 君	9番 河野 文彦 君
10番 宮本 秀逸 君	11番 檀上 美緒子 君
12番 木村 俊広 君	13番 久保 友子 君
15番 斉藤 優香 君	

○欠席議員（3名）

2番 山田 誠 君	7番 堀合 哲哉 君
14番 松田 兼宗 君	

○出席説明員

町 長	岡 嶋 康 輔 君
副 町 長	長 瀬 賢 一 君
会計管理者兼 出納室長	東 谷 美 佐 子 君
監 査 委 員	釣 隆 吉 君
総 務 課 長	濱 野 尚 史 君
総 務 課 参 事	東 克 宏 君
選挙管理委員会 書記長併監査 事務局書記長	村 本 政 君
防災交通課長	柴 田 正 哲 君
契約管理課長	山 田 真 人 君
企画振興課長	川 村 勝 幸 君
税 務 課 長	柏 淵 茂 君
保健福祉課長	宮 崎 弘 光 君
保健福祉課参事	萩 野 友 章 君
保健福祉課参事兼 保健センター長	宮 崎 涉 君
住民生活課長	阿 部 泰 之 君
子育て支援課長	野 崎 博 之 君
環 境 課 長	川 口 武 正 君
農 林 課 長 兼 農業委員会事務局長	寺 澤 英 樹 君
農 林 課 技 術 長	濱 野 真 行 君
農 林 課 参 事	佐 藤 司 君
水 産 課 長	岩 井 一 桐 君
商工労働観光課長	奥 山 太 崇 君
建 設 課 長	富 原 尚 史 君
建設課技術長	伊 藤 正 吾 君
砂原支所長	伊 落 合 浩 昭 君
地域振興課長	干 葉 正 一 君
町民福祉課長	金 丸 義 樹 君
教 育 長	毛 利 繁 和 君
学校教育課長	坂 田 明 仁 君
学校教育課参事	河 野 淳 君
社会教育課長兼 公民館長兼	須 藤 智 裕 君

図 書 館 長

体 育 課 長 兼
体 育 館 長 兼
青 少 年 会 館 長 兼
生 涯 学 習 課 長

木 村 忠 公 君

給 食 セ ン タ ー 長

藤 嶋 希 君

さ くら の 園 ・ 園 長

敦 賀 靖 之 君

病 院 事 務 長

安 藤 仁 君

上 下 水 道 課 長

水 元 良 文 君

消 防 長

東 谷 直 樹 君

消 防 次 長

松 居 順 一 君

消 防 署 長

松 田 光 治 君

○出席事務局職員及び総務課職員

事 務 局 長 小 田 桐 克 幸 君

次 長 兼
議 事 係 長 兼
庶 務 係 長 関 孝 憲 君

庶 務 係 喜 田 和 子 君

総 務 係 水 嶋 篤 市 君

財 政 係 村 井 涉 君

行 革 D X 推 進 係 水 口 祐 太 君

○会議に付した事件

- 1 認定第 1 号 令和 3 年度森町各会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 2 号 令和 3 年度森町国民健康保険病院事業会計決算認定について
- 認定第 3 号 令和 3 年度森町水道事業会計決算認定について
- 認定第 4 号 令和 3 年度森町公共下水道事業会計決算認定について
- 2 議案第 9 号 令和 4 年度森町一般会計補正予算（第 8 号）
- 3 意見書案第 1 号 安倍氏の国葬撤回と弔意を強制しないことを求める意見書
- 4 意見書案第 2 号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書
- 5 議員の派遣について
- 6 休会中の所管事務調査等の申し出

◎開議の宣告

○議長（野村 洋君） おはようございます。ただいまの出席議員数は13名です。定足数に達していますので、議会が成立しました。

これから本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（野村 洋君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議席4番、高橋邦雄君、議席5番、伊藤昇君を指名します。

◎日程第2 議長諸般報告

○議長（野村 洋君） 日程第2、諸般の報告を行います。

地方自治法第121条の規定により、議長より説明のため会議に出席を求めた者及び本会に出席の議会職員は、お手元に配付のとおりであります。

◎答弁保留の件について

○議長（野村 洋君） ここで9月1日の本会議において答弁保留となっておりました事項について各担当課から報告、説明がございます。

○農林課長（寺澤英樹君） 松田議員から補正予算の際に出されておりましたご質問に対してお答えいたします。

1点目は、町内で作付されているてん菜の作付面積と生産量であります。令和3年度JA新はこだて森支店における実績であります。作付面積が138ヘクタール、生産量は7,251トンであります。

2点目は、てん菜から大豆及び小豆に転換した場合の生産額、収入の比較、試算をしているのかとご質問であります。10アール当たりの生産額の比較、試算では国から補助金を交付することでてん菜同等の生産額、収入となることを試算しております。

以上です。

○社会教育課長（須藤智裕君） 先日斉藤議員より質問がありました町内の埋蔵文化財包蔵地の箇所数についてですが、現在52か所が登録されております。

以上です。

◎日程第3 認定第1号ないし認定第4号

○議長（野村 洋君） 日程第3、令和4年第1回森町議会会議付託議件、認定第1号から認定第4号までの認定4件を会議規則第37条により一括議題といたします。

なお、討論及び採決については、認定議案ごとに1件ずつ行うこととします。

決算審査特別委員会の報告を求めます。

○決算審査特別委員長（菊地康博君） 皆さん、おはようございます。朗読をもちまして報告に代えたいと思います。

令和4年9月2日、令和4年第1回森町議会9月会議において本委員会に付託されました認定議件4件を審査した結果、次のとおり決しましたので、報告いたします。

付託議件名、認定第1号 令和3年度森町各会計歳入歳出決算認定について、認定第2号 令和3年度森町国民健康保険病院事業会計決算認定について、認定第3号 令和3年度森町水道事業会計決算認定について、認定第4号 令和3年度森町公共下水道事業会計決算認定について。

審査日程及び経過、9月5日、出席委員11名、各担当課長から決算書及び報告書を基に予算の執行状況について説明を受けました。

9月6日、出席委員10名、森町一般会計の歳入及び歳出について質疑を行いました。

9月7日、出席委員10名、森町国民健康保険特別会計、森町後期高齢者医療特別会計、森町介護保険事業特別会計、森町介護サービス事業特別会計、森町港湾整備事業特別会計、森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計の歳入歳出並びに森町国民健康保険病院事業会計、森町水道事業会計、森町公共下水道事業会計の収入、支出について質疑を行いました。

審査の結果、付託された認定第1号から認定第4号まで認定すべきものと決しました。

決算審査特別委員会の審査について報告いたします。令和4年第1回森町議会9月会議において本委員会に付託されました認定第1号、認定第2号、認定第3号及び認定第4号については、休会中の9月5日、6日及び7日の3日間にわたり慎重審議の下に審査を終了し、起立採決の結果、認定第1号から認定第4号まで全員一致で認定すべきものと決しました。

町理事者におかれましては、本委員会審査の過程で出された意見や要望等を踏まえ、今後の施策に十分反映されることを強く望むものであります。また、過去の本会議等において議会の十分な理解を前提とした案件の予算化やその決算においては、特に内容の丁寧な説明と十分な理解を得た上で進めることを具申します。

さて、新型コロナウイルスの発生から既に3年目を迎えておりますが、いまだ終息が見通せず、さらにはロシアのウクライナへの侵略という世界的な事案の発生により、ますます先が見通せない不安定な状態が続くものと思われれます。そうした要因による地元経済の疲弊等により安定した財源確保が期待できない場合を想定しながらも、歳出においては引き続き徹底して無駄を省きながら予算執行管理を適正に行い、町民サービスの低下を招かぬことが重要であると考えます。

なお、本特別委員会は議長及び監査委員を除く14名で構成した特別委員会ですが、それぞれの立場で出席を願いながら慎重審議したものでありますので、詳細な報告は

省略いたします。

以上、委員会報告といたします。よろしく願いいたします。

○議長（野村 洋君） これで委員会報告を終わります。

決算審査特別委員会において質疑、討論を行っておりますので、ただいまの委員長報告に対する質疑、討論を省略いたします。

これから令和4年第1回森町議会9月会議付託議件について認定議案ごとに討論及び採決を行います。

まず、認定第1号の討論に入ります。討論ございますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） これで討論を終わります。

認定第1号 令和3年度森町各会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

採決は起立により行います。

この決算に対する委員会報告は認定とするものです。

この決算は、委員会の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（野村 洋君） 結構です。起立多数でございます。

認定第1号については、認定することに決定しました。

次に、認定第2号の討論に入ります。討論ございますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

認定第2号 令和3年度森町国民健康保険病院事業会計決算認定についてを採決いたします。

採決は起立により行います。

この決算に対する委員会報告は認定とするものです。

この決算は、委員会の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（野村 洋君） 結構です。起立多数です。

認定第2号については、認定することに決定しました。

次に、認定第3号の討論に入ります。討論よろしいですね。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

認定第3号 令和3年度森町水道事業会計決算認定についてを採決いたします。

採決は起立により行います。

この決算に対する委員会報告は認定とするものです。

この決算は、委員会の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（野村 洋君） 結構です。起立多数でございます。

認定第3号については、認定することに決定しました。

次に、認定第4号の討論に入ります。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

認定第4号 令和3年度森町公共下水道事業会計決算認定についてを採決いたします。

採決は起立により行います。

この決算に対する委員会報告は認定とするものです。

この決算は、委員会の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（野村 洋君） 結構です。起立多数であります。

認定第4号については、認定することに決定しました。

◎日程第4 議案第9号

○議長（野村 洋君） 日程第4、議案第9号 令和4年度森町一般会計補正予算を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（濱野尚史君） 議案第9号についてご説明申し上げます。

本案は、令和4年度森町一般会計補正予算の第8回目となるものです。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ62万8,000円を追加し、歳入歳出それぞれ128億2,642万7,000円にしようとするものです。

事項別明細書によりご説明申し上げます。4ページをお開き願います。款19繰入金は、補正財源として計上するものです。

次に、6ページをお開き願います。歳出についてご説明します。款10教育費の62万8,000円は、ふれあいの森の井戸給水用揚水ポンプとポンプ室の制御盤の取替え修繕をしようとするものです。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。よろしいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第9号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第4、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 意見書案第1号

○議長（野村 洋君） 日程第5、意見書案第1号 安倍氏の国葬撤回と弔意を強制しないことを求める意見書を議題とします。

お諮りします。本案は意見書案件であるため質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

これから意見書案第1号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

意見書案第1号に賛成の方は起立願います。

（起立少数）

○議長（野村 洋君） 結構です。起立少数であります。

よって、日程第5、意見書案第1号は、否決されました。

◎日程第6 意見書案第2号

○議長（野村 洋君） 日程第6、意見書案第2号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書を議題といたします。

お諮りします。本案は意見書案件であるため質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

これから意見書案第2号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

意見書案第2号に賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（野村 洋君） 結構です。起立多数であります。

よって、日程第6、意見書案第2号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議員の派遣について

○議長（野村 洋君） 日程第7、議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りします。森町議会会議規則第127条の規定により、議員の派遣については、お手元に配付のとおり派遣したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

したがって、議員の派遣については、日程第7のとおり派遣することに決定しました。

お諮りします。議題の議員派遣の日程のほか、議案の審査または調査及び議会において必要とする議員の派遣の決定については、議長に委任することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の日程に記載のないものについては、議長に一任することに決定しました。

◎日程第8 休会中の所管事務調査等の申し出

○議長（野村 洋君） 日程第8、休会中の所管事務調査等の申し出についてを議題といたします。

ただいま提出しております休会中の所管事務調査等の申出につきましては、森町議会会議条例の実施に関する要綱第6条に基づき、配付の上、報告するものです。

◎休会の宣告

○議長（野村 洋君） お諮りします。

これをもちまして令和4年第1回森町議会9月会議に付議されました議件の審議は全て終了しました。

よって、令和4年第1回森町議会9月会議を終了いたします。

ご苦労さまでした。

休会 午前10時18分

以上会議の顛末を記載し、その誤りのないことを証するため、
ここに署名する。

令和4年9月15日

森町議会議長

森町議会議員

森町議会議員